

## The Initiating Phase of the Okinawa Reversion Negotiations

中島, 琢磨  
日本学術振興会特別研究員 : 政治学

<https://doi.org/10.15017/19468>

---

出版情報 : 九大法学. 102, pp.1-59, 2011-02-28. Kyudai Hogakkai  
バージョン :  
権利関係 :



# 沖縄の施政権返還交渉の開始

中  
島  
琢  
磨

はじめに

- 一 「核抜き・本土並み」返還の方針化
  - 二 外務省の対米折衝
  - 三 第一回愛知訪米
- おわりに

## はじめに

沖縄の施政権返還に至る政治過程のなかで、一九六九年の沖縄返還交渉は、その最も重要な局面であった。一九六九年に入り佐藤榮作政権は、「核抜き」（沖縄からの核兵器の撤去）と「本土並み」（日米安全保障条約の沖縄への本土並み適用）での沖縄の施政権の返還を方針として掲げ、ニクソン（Richard M. Nixon）政権との間で交渉を進めた。厳しい交渉の末に佐藤政権は、一九六九年一月の日米首脳会談で、沖縄返還合意を実現させている。

佐藤政権が掲げた「核抜き・本土並み」返還の構想の内実は、その重要性にもかかわらず、依然として先行研究上の未整理の論点として残されていた。従来一九六九年の沖縄返還交渉に関する研究では、おもにアメリカ側の公文書資料に基づき、ニクソン政権の沖縄返還の構想や、対日交渉方針であるNSDM13に基づく返還交渉の内容の解明が進んできた<sup>1)</sup>。しかし、佐藤政権の沖縄返還の構想を正面から問うた考察は、外務省文書の未公開という資料的制約もあり、未だなされていなかった。それゆえ、沖縄の米軍基地の使用に対する外務省の方針、とりわけ事前協議制度に対する方針とその形成過程については、未解明であった<sup>2)</sup>。また、一九六九年の沖縄返還交渉については、佐藤首相の特使であった若泉敬の交渉への関与が明らかとなっていない<sup>3)</sup>。とはいえ、日本側の主たる行為主体である外務省の構想を先に明らかにしなければ、交渉全体における若泉の行動の位置づけと評価を行うことはできない。

佐藤政権の「核抜き・本土並み」返還の構想における、最も重要な部分は、日米安全保障条約における事前協議制度の沖縄への適用であった。かつて岸信介政権期の安保改定交渉の際、米軍による核兵器の日本への持ち込みと、日本からの米軍の他国への戦闘作戦行動などが、日本側の主張によって、日本政府との事前協議事項となった<sup>4)</sup>。そ

の後沖縄返還交渉においても、緊急時における核兵器の沖縄への持ち込みと、沖縄の米軍の韓国など他国への出撃が、交渉の最重要論点として浮上した。外務省は、既存の事前協議制度の沖縄への全面適用を求めたが、アメリカ側は事前協議制度が米軍の行動の障碍となることを強く嫌がった。事前協議制度問題の解決が、沖縄返還合意の決定的な成立要件となっていたのである。では、佐藤政権は、返還後の事前協議制度についてどのような構想に基づいて交渉を展開したのであろうか。

本稿の目的は、佐藤政権の「核抜き・本土並み」返還の構想の内実を、事前協議制度の沖縄への適用の問題に着目しながら明らかにすることにある。分析対象の時期は、沖縄の施政権返還をめぐる交渉の開始の局面である、一九六八年一月の佐藤改造内閣発足から一九六九年六月の愛知揆一外相の訪米までとなる。

筆者はこれまで、安全保障における日本の責任分担問題に着目しながら、沖縄返還に向けた佐藤政権の取り組みと対米交渉を分析してきた<sup>5)</sup>。アメリカ側は、返還後の沖縄の基地の維持を、日本の「自由世界」（西側諸国）における責任分担の重要な要素として位置づけていた。事前協議制度の運用方法は、沖縄の基地に関する日本とアメリカの責任共有の内容を定めるもので、まさしく沖縄返還にともなう日本の責任分担の具体的中身の問題であった。二〇一〇年三月以降の外務省文書的大幅な公開により、現在では、事前協議制度のあり方を含めた、佐藤政権の「核抜き・本土並み」返還の構想の内実を検討できるようになった<sup>6)</sup>。

先に、本稿の重要な点について述べたい。本稿では以下の点を中心に外務省の構想について論じる。当初外務省は、沖縄を事前協議制度の適用除外とする案を検討したが、最終的には事前協議制度を修正せずに沖縄へ適用する方針を決めた。焦点であった米軍による沖縄への核兵器の持ち込みと、沖縄から韓国への戦闘作戦行動について、外務省は、新たな法的取り決めによる国際約束は行わず、必ず事前協議を要することとした。そして事前協議の際

肯定、否定いずれの回答をするかは、その際の状態に応じ、国益に照らして考えるという前提を主張した。

その代わり外務省は、米軍の韓国への戦闘作戦行動に関する事前協議の際には、好意的な態度を示すという基本的認識を、日米共同声明と日本側からの一方的声明の二つを通じて発表することにした。この「声明方式」ならば、立法院である国会の新たな承認を必要とせずに、事前協議制度に対する日本政府の方針を示すことが可能であったからである。また「声明方式」は、法的保証ではなくあくまで日本政府の政策の表明という位置づけなので、憲法が定める政府の外交権の範囲内での政治的保証であり、政治的約束であるという説明が可能であった。したがって外務省からすれば、既存の日米安全保障体制に関する法体系を沖繩へ修正なしに適用して、沖繩と本土の法的一元化を実現させるという前提を守ることが可能であった。外務省にとって「声明方式」は、国内政治上の観点からも、返還後の日米の法的な対等性の観点からも、妥当な解決手段として位置づけられたのである。

しかし、米軍部の意を受けた国務省は、将来事前協議が実施されたときに、日本側が米軍の基地の使用を確実に認める保証が必要であると主張し、日米共同声明とは別に、沖繩を対象とした非公表の文書による保証を求めた。さらに国務省は、韓国に加え、台湾とベトナムに対する沖繩の基地の使用を要求した。本稿で明らかにするように、一九六九年の沖繩の施政権返還交渉では、「声明方式」で基地問題を解決して沖繩と本土の法的一元化を求める外務省と、沖繩だけを対象とした特別の保証を別途求める国務省という対立構図が生じていたのである。

そして、佐藤政権による「核抜き・本土並み」返還の方針化の過程では、国内要因の重要性が指摘されねばならない。筆者は別の論文で、一九六八年に沖繩の「核抜き・本土並み」返還が論点化した過程における、国内政治や、沖繩と本土の世論の要因の重要性を指摘した。<sup>27</sup>この点は、一九六九年の「核抜き・本土並み」返還の方針化の過程でも同様である。外務省は一九六九年に入っても、「核抜き・本土並み」返還の実現は難しいと判断していた。し

かし国内では、国会での野党の追及や沖縄と本土の世論から、「核抜き・本土並み」返還を方針とせざるを得ない政治状況が形成されていた。外務省の方針決定の背景には、国内世論の存在があり、一九六九年の佐藤政権の対米交渉過程は、より国内政治との連関のなかで再構成される必要がある。

以下、第一節では、一九六八年一月の佐藤改造内閣発足から、三月に佐藤首相が国会で「核抜き・本土並み」返還を提示するまでの展開を考察する。第二節では、三月末より本格化した外務省の対米折衝を考察する。そして第三節では、六月の愛知外相の第一回訪米について論じる。また本稿では資料として、公開されている日米の公文書、当事者へのインタビュー記録、当事者・関係者の日記、回想録 および国会議事録、新聞雑誌などを用いる。なお、佐藤の特使となる若泉敬は、本稿で取り上げる時期には、まだ具体的な対米交渉には関与していない。

## 一 「核抜き・本土並み」返還の方針化

一九六八年一月の自民党総裁選挙での勝利は、佐藤首相に、政治主導による沖縄返還への取り組みを可能とする状況をもたらした。二月九、一〇の両日に朝日新聞社が実施した世論調査では、佐藤内閣の支持率は四三％であった。保革の激しい対立状況のなか、不支持率も四一％と高かったが、党総裁選で三選を果たし世論からも一定の支持を得た佐藤は、外交交渉を行ううえでの必要条件である、政権基盤の安定を得たと言っている<sup>6)</sup>。

さらに、一月末の改造内閣発足にもない入閣した、愛知揆一外相をはじめとする閣僚との連携が、政権内での佐藤首相の指導力を強めた。愛知は一月三〇日の初閣議後の記者会見で、佐藤が「総理外交」に意欲を燃やしており、一九六九年秋には訪米し沖縄返還に関する結果を出す意向であると述べた。愛知は、二月二日の外務省

職員に対する挨拶でも沖縄返還に全力をあげる決意を表明し、翌二月三日と五日、早速外務省アメリカ力局と条約局の幹部を湯島の私邸へ招集し、安全保障と沖縄の問題に関する勉強会を開催している。<sup>10</sup> 外務省アメリカ力局は、佐藤と愛知には一体感が出ていると認識していた。<sup>11</sup> 福田起夫蔵相も、二月五日の朝にジョンソン (U. Alexis Johnson) (駐日大使宅を訪れ、大統領となるニクソンと旧知の間柄である岸信介の会談を打診している。<sup>12</sup> 福田の動きも佐藤との連携のうえでなされたものと見てよい。

主管の外務省アメリカ力局も、沖縄返還の具体的促進を図る時期になっていると考えていた。<sup>13</sup> 改造内閣発足後も、返還に対する政治的圧力は強まっている。沖縄で屋良朝苗政権が発足した翌日の二月二日、「三大選挙」の最後となった那覇市長選挙で、沖縄の「即時無条件全面返還」を掲げた社会大衆党の平良良松が勝利を収めた。二倍近い票差であった。瀬長亀次郎人民党委員長は、平良の勝利は「即時無条件全面返還」を切り開くための展望を与えたと述べている。<sup>14</sup> 本土の社会党、民社党、共産党は、沖縄の革新勢力の勝利に対する喜びをそれぞれ談話で表明した。他方、自民党内では、党総裁選挙で敗れた三木武夫と前尾繁三郎に加え、藤山愛一郎と中曽根康弘も、沖縄の基地に対する態度を明確にしない佐藤首相への批判を込めて、「本土並み」返還を主張していた。<sup>15</sup> 他派閥の有力政治家による「本土並み」返還の主張は、佐藤にとって無視できない要素であった。また、民社党が二月六日、「本土並み」返還を国会で求める方針を決めている。<sup>16</sup>

国内世論の関心は、「核抜き」返還かそれとも「核つき」(沖縄の核の存置)返還かという点と、「本土並み」返還かそれとも現状の基地の自由使用を認めたいうでの返還か、という点の二つに集まっていた。各方面からの圧力を背にしながら佐藤首相たちは、「核抜き・本土並み」返還に否定的な外務省幹部との意見調整を進めた。二月七日、佐藤、保利茂官房長官、愛知外相、木村俊夫官房副長官の四人は外務省幹部と打ち合わせを行っている。佐藤

は沖縄の基地について、「韓国、台湾等のために日本の領土を使はせる」ということではなく、「日本の安全のために必要」という考え方の徹底が必要だと論じた<sup>17)</sup>。会議では佐藤の積極性が目立ち、彼は「事務当局も入れ大いに指導」、「主として小生がリード」、「東郷局長も今度はやゝ理解出来たらしい」と日記に書いている<sup>18)</sup>。佐藤は、国内で「核抜き・本土並み」での早期返還が求められていることを最大限に受け止めた対応をするよう、外務省へ主張したものと見られる。翌二月八日の晩には、外務省、内閣法制局、防衛庁の関係者が集まり、沖縄返還問題に関する勉強会を開いた<sup>19)</sup>。愛知は二月一日、外相就任後初めてジョンソン駐日大使と会談し、沖縄に関する協議の継続について一致した。会談後愛知は記者会見で、「佐藤首相の意を体して外交をやっていく」、「佐藤 愛知路線で行きますよとジョンソンさんに説明した」と述べ、佐藤との連携を強調した<sup>20)</sup>。

沖縄からの要求は続いていた。那覇では二月七日、復帰協、県労協、教職員会、原水協など革新勢力の約一四〇団体、B 52撤去、原潜寄港阻止、核兵器撤去を求めて「生命（いのち）を守る県民共闘会議」の結成大会を開いていた。大会では知念朝功副主席が、「B 52の撤去を力強く訴えたい」と屋良主席のメッセージを代読し、ゼネストの実施などを盛り込んだ大会宣言が採択された<sup>21)</sup>。屋良は、二月九日に東京で佐藤首相や愛知外相に対し、沖縄の「即時無条件全面返還」を求めた。佐藤は、「意見を聞かせてくれ。互いに協力していこう」と述べている<sup>22)</sup>。二月十四日、「生命を守る県民共闘会議」は約四万人規模の大会を開き、B 52の撤去を求めた。大会には琉球行政府の各局長も参加している。沖縄自民党も、二月二二日の第七回沖縄自民党定期大会で、一九七〇年までに施政権返還の目途をつける、復帰の際の米軍基地は「本土並み」とする、沖縄住民の国政参加の実現、本土との一体化の推進、基地公害対策の推進、を基本政策として発表した<sup>24)</sup>。

当時佐藤政権は、沖縄からの核撤去を求める代わりに、基地の自由使用の容認をセットにした、「核抜き・自由



使用」返還の構想を検討しているとも見られていた。野党は国会で佐藤首相の構想を質したが、佐藤は基地の様態については「白紙」の立場を維持した。佐藤の慎重な態度は、かえって本土以上に自由使用を容認するのではないかと憶測を呼んだ。東大紛争が激しくなった一二月中、結局佐藤は、基地の返還方式について明言していない。国内の見方は、基地を現状に近い状態にした早期返還と、「本土並み」返還の二つに分かれていた。しかし、一月中旬の世論調査では、すでに四五%の人たちが「時間をかけても基地は本土並みにして復帰をはかるべき」と答えていた。当初政府は、佐藤の発言と世論調査の結果が食い違っていたことなどから、この時期の公表を避けようとしたが、新聞によって報道されてしまった。<sup>(26)</sup>

この時期の佐藤首相にとつての主眼は、発足前のニクソン新政権関係者の認識を正確に把握することにあつた。佐藤は一二月二三日、若泉敬から「核抜き」だけはニクソン新政権を相手になんとか行けそつだ」と見通しを伝えられている。若泉は、一二月の第九回日米政策企画協議のため来日中だったハルペリン (Morton H. Halperin) 国防次官補代理と三日、六日、七日と三回会い、またスナイダー (Richard L. Snieder) とは一日に会って意見交換を重ねていた。<sup>(26)</sup> 一九六八年から一九六九年初頭にかけて若泉は、沖縄問題に精通していたスナイダーやハルペリンへうまく接触し、政権内の本音を聞き出していた。この時期の若泉は、ワシントンの下田武三駐米大使よりも、アメリカ側の多様な情報を正確に首相官邸へ伝えている。

他方下田駐米大使は、一二月二三日にラスク (Dean Rusk) 国務長官と会談し、一九六九年秋に佐藤首相が訪米するスケジュールを提案し、沖縄の施政権返還の時期をなるべく速やかに決定することを主張した。下田は返還に関するラスクの助言を求めたが、新政権の発足にともない退任する予定のラスクが答え得るはずもなく、返還条件に関する具体的議論が展開することはなかった。<sup>(27)</sup> かつて奄美返還にも携わった下田は、沖縄についても専門家を自

負していたが、はたして彼が、スナイダーやハルペリンといった、彼と年の差や立場の差はあるが重要な人物の見解について、どれだけ意識的に情報収集と分析を行っていたかは疑問である。

下田駐米大使は、「核抜き」も「本土並み」も実現は無理と考え、沖縄の基地の自由使用の維持と「本土並み」の状態の中間で返還方式を作る案を考えていた。下田の案は、沖縄の基地の完全自由使用、部分的自由使用（「核抜き」自由使用）、暫定的自由使用（ベトナム戦争継続中、あるいは極東における国際的緊張継続中の自由使用）、建前としては自由使用を認めず、事前協議での承認を必要とするが、緊急事態発生の際は包括的承認を与える旨を予約する方式、であった。<sup>(28)</sup>

アメリカ側の厳しい態度を背景に、外務省条約局条約課は、返還後の沖縄を事前協議制度の適用外とした場合の対応を検討していた。条約課は、いわゆる事前協議交換公文（「条約第六条の実施に関する交換公文」）の三事項（「配置における重要な変更」、「装備における重要な変更」、「日本国から行なわれる戦闘作戦行動」）<sup>(29)</sup>を返還後の沖縄に適用しない場合、新たに交換公文などを作成し、国会承認を得る必要があると考えた。<sup>(30)</sup>条約局は、内閣法制局との協議のうえでこうした検討を進めていた。<sup>(31)</sup>さらに条約課は、かりに「本土並み」に沖縄へ事前協議制度を適用する場合においても、「非核三原則はある事態においては修正することがある旨をなんらかの形で宣明する」案を選択肢の一つとして検討していた。<sup>(32)</sup>「ある事態」とは緊急事態を指している。つまり外務省は、懸案の沖縄の核兵器問題について、緊急時にだけ沖縄への核持ち込みを認める可能性を検討していたのであった。

外務省が優先したのは、基地の条件よりも早期の施政権返還であった。一月二十六日に外務省が作成した簡単な日米共同声明案でも、一九七二年末までの返還が盛り込まれている。<sup>(33)</sup>二月二十八日、愛知外相はジョンソン駐日大使に対し、佐藤首相の心境として核兵器が常時沖縄にあることは望ましくない旨を伝えた。他方で愛知は、緊急時

に核の配備を認める何らかの方式の可能性に言及している。この日愛知が示した考えは、一九六九年一月に日米共同声明で沖縄返還の時期について合意し、その後実際の返還までに基本問題を列挙して国民の説得を行うという「背水の陣」の構えであった。しかしジョンソンは、返還条件よりも先に返還時期を決めるといふ愛知の案に対し、「困難である」と反論した。<sup>(34)</sup>

外務省は、一九七〇年に固定期限を迎える日米安全保障条約の延長問題の前に、沖縄返還を解決しておきたいという観点から、一九六九年の返還合意を検討していた。これに対してジョンソン駐日大使は、沖縄返還の条件として、沖縄から韓国への米軍の戦闘作戦行動の保証を求めた。安保改定交渉当時、米軍の日本からの韓国出撃が、事前協議の対象事項となった。しかし実際には岸政権は、一九六〇年に別途「朝鮮議事録 (Korean Minutes)」を作成し、緊急時の日本からの米軍の韓国出撃を秘密裏に文書で保証していた。<sup>(35)</sup> この問題についてジョンソンは、朝鮮有事の際、「今までは日本政府がとらざるにすんだ責任を、その都度 *positive responsibility* をとらなければならぬことになる」と述べた。そのうえでジョンソンは、日本が「本土並み」を求める場合、一九六〇年の「朝鮮議事録」の効力を沖縄へ適用すると共に、その内容を日本政府が公に認めるよう大胆に迫ったのであった。<sup>(36)</sup>

沖縄の基地をめぐる協議が活発化するなか、佐藤政権は、返還交渉の正念場となる一九六九年を迎えた。佐藤首相は新年にあたっての記者会見で改めて沖縄返還の決意を述べ、愛知外相も正月休みを使って返還の構想を思案している。こうしたなか、ワシントンの情勢報告のため一時帰国した下田駐米大使は、一月六日に佐藤、愛知、保利、木村の四人と会い、アメリカ側の厳しい立場をありのまま伝えていく。下田はアメリカ側が沖縄の基地について「きつい意見」を持っていることを伝えた。<sup>(37)</sup> さらに下田は同日の記者会見で、甘い考えはゆるさず、「本土並み」で対米交渉にあたることは責任ある外交のやり方ではないと論じ、「本土並み」と現状維持の中間の妥当な方式で

解決させる以外にないと主張した。さらに下田は、沖縄でのB52撤去運動について、「アメリカに申し訳ない」と思い切った発言をした。<sup>38)</sup>

沖縄では一月七日、「生命を守る県民共闘会議」が下田発言に対する抗議声明を出し、八日に平良那霸市長もこれを批判した。一月九日、屋良主席が外務省に下田をたずねている。下田は、沖縄返還の時期が遅れてもよいから「本土並み」の基地を求めるか、あるいは返還を急ぐために基地の態様について暫定的に妥協するかという二者択一の問題と論じた。屋良は応じず、下田に対し、「もっと沖縄のひとの気持ちを理解してほしい」、「日本の立場に立って対米外交を進めてほしい」と主張した。<sup>39)</sup>その後屋良は自民党の藤山愛一郎、宇都宮徳馬、赤城宗徳と会談したが、そこでも参加者から「下田発言」に対する批判があがっている。<sup>40)</sup>下田は、長年沖縄の問題に向き合ってきた、自他ともに認める対米外交を第一線で担った外交官であった。しかし彼は、その自負もあってか、あまりにも持論に執着しすぎたのではないか。

外務省アメリカ局は、「核抜き」と「本土並み」での返還を求める世論の強さを認識しながらも、一方で「核抜き」に対するアメリカ側の態度は非常にかたく、どうアメリカ側を解きほぐしていくか絶えず心配していた。<sup>41)</sup>東郷アメリカ局長も、下田駐米大使と同様、中間案による解決を愛知外相へ進言している。ただし、下田や東郷が判断根拠としたのは、ラスクやバンディ (William P. Bundy) 國務次官補といった立場上強硬論を示さねばならない人物たちの主張だったように思われる。スナイダーやハルペリンといった沖縄に深く関与していた人物の私見を重視したのは、前述の若泉であり、外務省内では千葉一夫アメリカ局北米第一課長であった。北米第一課では、一九六八年のはじめごろから、千葉課長と佐藤行雄事務官が「核抜き・本土並み」返還の必要性を認識し、その可能性を検討していた。同年千葉はハルペリンから、戦略論の立場ではなく政治的観点から核撤去問題を取り上げた方が

良いとの示唆を受け、そのように論じていた。<sup>43)</sup>しかし、一九六九年一月の段階では、こうした取り組みは局長クラスに決定に影響を及ぼす動きにはつながらなかった。

外務省は、朝鮮半島問題については早期の段階でアメリカ側と認識を共有した。愛知外相は一月一〇日にジョンソン駐日大使に対し、佐藤首相が米軍の韓国出撃について、日本を守る責任者として「最大の責任をとるのは当り前」と述べていると伝えた。そのうえで愛知は、前述の「朝鮮議事録」は返還後の沖繩に適用されるとの認識を示した。これに対してジョンソンは、「本土並み」の場合には、「本土に関する private understanding」（朝鮮議事録）が表に出ざるを得ない」（括弧内筆者）と、再び「朝鮮議事録」のオープン化を求めた。<sup>44)</sup>

さらに愛知外相は、沖繩の基地は原則として「本土並み」だが、日米両政府が合意するときまでは、暫定的に現状通りに基地の自由使用と核貯蔵ができるという特別取り決め (modus vivendi) 案を示している。その内容は、米軍が維持している現在の沖繩の基地の自由使用の権利は返還後も継続されることとし、「本土並み」の条件を適用しても地域的安全保障が脅かされないと両国政府が合意した時点で、自由使用の権利を段階的に解消するというものであった。ジョンソン駐日大使は、「非常に勇気づけられた」と特別取り決め案を評価していた。<sup>45)</sup>この案は、前述の条約課が検討していたものである。

国務省内では、すでに沖繩返還問題が引き返せない地点に達しており、一九六九年に日本では沖繩が第一の国家の問題となると認識されていた。<sup>46)</sup>新政権でNSCへ移ることになったスナイダーは、一月七日付のキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官宛文書で、年末までに日本が沖繩返還に合意したがっている点をあげ、一月一日付の文書ではNSCにおけるアジア政策の今後二ヶ月の短期的な検討事項の筆頭に沖繩返還をあげた。スナイダーが作成した一連の文書を読むと、彼は新政権内での対アジア政策における沖繩の優先順位をあげようとし

ているように見える。<sup>(47)</sup> キッシンジャーは、対日政策とりわけ沖縄に関してほとんど知らなかった。佐藤首相の依頼を受けてワシントンで情報収集中の若泉は、ロストウ (Walt W. Rostow) 元大統領特別補佐官の紹介で一月五日にキッシンジャーと会談した。このとき若泉は、キッシンジャーが沖縄返還問題はるか日本の現状についてほとんど知らなかったことに、愕然としている。<sup>(48)</sup>

佐藤首相は、一月一三日午前到下田駐米大使と会い、今後の指示を行った。おそらくこの日も佐藤は、「本土並み」の方針を示していたものと見られる。下田の一時帰国中、保利官房長官も「苦しいことだろう」と述べながら、「本土並み」の線を求めている。<sup>(49)</sup> 一月二三日午後には、ジョンソン駐日大使が退任の挨拶のため佐藤のもとを訪れた。佐藤は、沖縄に関して今年何らかの合意に達することの重要性を再度強調している。<sup>(50)</sup>

こうしたなか一月二〇日、ニクソン政権が発足した。日米関係に対する政権内での関心は高く、翌一月二二日にニクソン大統領は、NSCに対して対日政策方針の文書の準備を指示している。文書の作成はNSCの東アジア省庁間グループが主導し、國務省のフィン (Richard B. Fim) 日本部長が文書を取りまとめることになった。<sup>(51)</sup>

実はアメリカ政府内では、一九六九年一月には、沖縄返還合意の必要性に関するコンセンサスができつつあった。<sup>(52)</sup> ニクソン大統領は、軍部が納得できる条件で沖縄返還を実現して日米関係の安定を図る方が、国益にかなうと認識していた。アメリカ側の関心は、沖縄返還の条件へ移っていた。ニクソンは一月二七日、統合参謀本部との第一回目の審議を行っている。<sup>(53)</sup>

この頃の佐藤首相には迷いがあった。佐藤は「核抜き」返還を方針とすることについては考えを固めていたが、通常兵器による沖縄の基地の使用については、「本土並み」を主張すべきか、それとも自由使用を容認すべきか、悩んでいた。一月二三日、若泉は佐藤へ情勢報告を行い、「当方の考へ方」として、一九七二年を念頭に置いた沖

縄の早期復帰と、沖縄の基地の態様としての「核ぬき自由使用」を、ニクソン大統領に「まつたゝき込んでおく事」と伝えていた<sup>(54)</sup>。この日の日記に「核ぬき自由使用」と記していることから、一月の段階では佐藤は、「本土並み」から譲歩して基地の自由使用を認める選択肢を否定するには至っていないと言えらる。一月二四日の自民党の外交調査会、安全保障調査会、沖縄問題特別委員会の正副会長合同会議でも、返還まで少なくとも三、四年はかかることなどを理由に、「本土並み」を打ち出すのは少し早すぎるといふ意見が大勢を占めた<sup>(55)</sup>。

ワシントンへ戻った下田駐米大使は、一月二四日にバンディ国務次官補と会い、改めて対米交渉の計画を伝えた。その内容は、愛知外相の五月初旬の訪米（実際には一ヶ月遅くなる）、七月の東京での日米貿易経済合同委員会の際の協議、佐藤首相の一二月の訪米、というものであった<sup>(56)</sup>。一月二七日の施政方針演説でも、佐藤はなおも基地に関する具体的言及を避けている<sup>(57)</sup>。しかし佐藤は、いずれかの段階で見解を表明しなければならなかった。というのは、この頃国内では、「七〇年安保」を前に一九六九年には民意を問うため総選挙を実施すべきとの声が強まっており、選挙で論点となるのが沖縄返還であることは明らかだったからである。

実際に自民党内では、「安保前年」と言われた一九六九年に総選挙を実施し、「七〇年安保」にのぞむという流れが検討されていた。その場合佐藤首相の選択肢は、沖縄返還合意前の一九六九年の早い時期に総選挙を実施するか、それとも返還交渉をはさんだ年末に実施するかの二つであった。これは難しい判断であった。かりに早い時期に総選挙を実施して勝てば、佐藤は世論の支持を背景に沖縄返還交渉を進めることができる。しかし、総選挙で負けてしまえば、政権の安定性を失い、返還交渉に悪影響を及ぼす。他方、年末に総選挙を実施する場合、すでに沖縄返還合意が実現していれば、自民党は非常に有利な立場で野党と戦える。ただし、かりに返還交渉が年内にまとまらず、合意が成立していないなかで総選挙を行えば、自民党の苦戦は明らかであった。さらに選挙結果が厳しければ、



翌年六月に固定期限を迎える日米安全保障条約の延長問題への対応に悪影響を及ぼす。一九六〇年の革新勢力による安保闘争の再来を防ぎたい自民党にとって、「七〇年安保」への対応は、きわめて重要な政治課題であった。

当初自民党が考えたのは、先に総選挙を実施する案であった。佐藤首相と川島正次郎自民党副総裁は、一月二十九日頃、解散の選択肢について打ち合わせている。二月に入り川島は早期解散論を主張した。川島は、かつて岸内閣が総選挙をせずに安保改定を実施したことを悔やんでおり、沖縄返還にあたっては、先に衆議院を解散して国民の信を問い、フリーハンドを確保したうえで対米交渉にのぞむ構想を抱いていた<sup>(88)</sup>。しかし、佐藤は、早期の総選挙の選択肢はとらなかつた。佐藤からすれば、沖縄返還合意のうちに総選挙を行った方が、勝利の可能性が高く、「七〇年安保」を迎えるうえで有利であった。沖縄や大学問題などで、野党は国会で攻勢を強めており、総選挙を実施して自民党が確実に勝利を収める状況にあるとも言えなかつた。また、選挙まで時間をおくことで党内を引き締める効果もあつた。佐藤は、若泉など各ルートから得た情報から、返還条件は未定だが、ニクソン政権が一九六九年中に沖縄返還に合意する可能性があると判断し、年末に総選挙を実施する方向で考えを固めたものと考えられる。

そして、一月末から二月にかけての国内政治の展開が、佐藤首相による「核抜き・本土並み」返還の方針表明に直接結びつく動きをもたらした。一月二十八日から三十一日にかけて沖縄基地問題研究会が開催した「沖縄およびアジアに関する日米京都会議」（以下、京都会議と略記）で、大浜信泉沖縄問題等懇談会座長、久住忠男基地研座長、喜屋武真栄沖縄教職員組合会長らが「本土並み」返還を主張した。シェリング（Thomas C. Schelling）ハーバード大学教授も、沖縄の核体系は他の新しい戦術体系で代替されている点などをあげ、アメリカとして必要なのは核の潜在権の保持であると述べた<sup>(89)</sup>。京都会議は、「核抜き・本土並み」返還に慎重な外務省への間接的な問題提起となつていたと言える。



また、佐藤首相と距離を置く前尾派と三木派の幹部が一月三十一日に会合を開き、「核抜き・本土並み」返還での一致を確認した。両派の会合は、自民党総裁選後の連携を確認するためのもので、佐藤へのけん制の意味をもった。同日、藤山愛一郎と赤城宗徳も「本土並み」返還という考えに変わりがない点を述べた。佐藤への対抗の要素も働き、自民党内では、非主流派・反主流派の政治家を軸に「核抜き・本土並み」返還を求める声が強まった。また、党内で調整役を果たしていた川島副総裁も、「本土並み」を主張していた。<sup>(61)</sup>

沖縄での運動は一層の熱をおびていた。「生命を守る県民共闘会議」は、B 52が沖縄へ飛来・常駐しはじめた一九六八年二月五日から一年の前日となる二月四日に、約五万五千人規模のゼネストを計画していた。スナイダーは、かりにゼネストが流血や米軍を巻き込む事態となれば、沖縄返還のスケジュールとアメリカ側の交渉の立場がひっくり返ることがあり得ると見ていた。<sup>(62)</sup> 返還交渉への悪影響を懸念した佐藤首相は、一月二十四日に星克立法院議長に對し、また一月二十九日には屋良主席に對し、回避の説得を行った。沖縄へ戻った屋良は一月三十一日、日本政府が外交努力を約束したことなどを理由に、共闘会議に對してゼネスト回避を求める要請を文書で行った。<sup>(63)</sup> ただし屋良は、B 52の撤去の目途は得られず、佐藤たちからゼネスト回避を求めただけで、決して満足はしていなかった。<sup>(64)</sup> 「本土並み」返還を主張する沖縄自民党と、返還時の基地全面撤去を求める社会党や人民党の対立のなかで、屋良は調整役を果たしていた。

二月二日、「生命を守る県民共闘会議」はゼネスト回避を事実上決定した。亀甲康吉議長も、実施を求める強硬派との調整に追われている。結局二月四日、県労協を除く県教職員会などの諸団体が、嘉手納で約四万人規模とも言われた統一行動を実施した。あいにくの雨だったが、高校生や一般市民も参加したデモ隊は嘉手納基地周辺沿いの軍用道路を歩き、B 52駐機場に近い基地のゲートの前に座り込んだ。また、琉球大学などの学生がゲートを開き、

機動隊と衝突している。当日もB52六機が嘉手納基地から次々と飛び立っていた。<sup>(65)</sup>

以上の状況のなか、二月の衆議院予算委員会では、沖縄の返還方式が大きく取り上げられた。二月一日から、衆議院予算委員会での総括質問が行われ、自民党の内田恒雄に続き、社会党の江田三郎書記長、川崎寛治、榎崎弥之助、民社党の麻生良方らが沖縄の基地に対する佐藤首相の考えを質した。佐藤は、当時下田駐米大使らが論じていた、「核つき」早期返還か、それとも「核抜き」だが返還の時期を遅らせるかという二者択一の考え方には立っていないと弁明し、前述の下田のいわゆる中間案については、「下田君のかつてな考え方」と距離を置いた。

二月八、九の両日に自民党本部で行われた第二回日米議員懇談会では、前尾、三木、藤山らが、「核の運搬技術が発達した以上、沖縄の陸上基地は核基地としてどれほどの意味があるのか」と疑問をぶつけた。中曽根も、「沖縄が日本に復帰するときは、日本内地と同じステータスであるべきだ」と述べ、日中国交正常化のために沖縄の核基地撤去と台湾海峡を中心とする非武装化を主張した。<sup>(66)</sup> 野党の国会での追及も外務省への政治的圧力となった。二月一二日からはじまった衆議院予算委員会の一般質問で野党は、愛知外相ないし下田駐米大使の辞任か、下田の喚問を求めて譲らず、話し合いは難航した。川島自民党副総裁は、野党の選挙準備は整っていないと判断しており、予算成立後の早期解散に言及するなどして野党をけん制した。これに対して、江田三郎社会党書記長と矢野純也公明党書記長は二月二五日、国会での追及で野党のペースを作り、衆議院解散と総選挙へ追い込むと気焰をあげた。<sup>(67)</sup>

激しい国会論戦のさなか、保利官房長官と木村官房副長官は二月一八日、ホテル・ニューオータニで外務省幹部と打ち合わせを行った。これは、保利が沖縄の「核抜き」返還の意思を伝えるため、週一回の外務省による定例説明会と別途に実施されたもので、牛場信彦事務次官、東郷アメリカ力局長、佐藤正二条約局長、大河原アメリカ力局参事官が参加した。外務省は、この日も「核抜き」返還を方針として考えてはいなかった。結論は出なかったが、楠

田秘書官は、会合は「核抜き」返還のための「意識開発」には役立つと感じた。牛場は帰りがけに楠田の前で、「総理も官房長官も核抜きでやるということですか」とつぶやいている。<sup>(68)</sup>一方、同日ワシントンでは下田駐米大使が、新政権の国務次官に就任したジョンソンに対し、「暫定期間について何らかの特別取り決め (modus vivendi) が検討されるべき」との考えをなおも伝えている。<sup>(69)</sup>

しかし、すでに自民党内でも、「核抜き・本土並み」返還に対する声がより強まっていた。三木は二月二五日の川島自民党副総裁との会談でも、「核抜き本土なみで早期返還を旨とす」と持論を述べた。前尾も、二月二八日に川島へ「本土並み」の早期返還を改めて求めた。<sup>(70)</sup>重要なのは田中角栄の役割である。田中は二月に自民党本部で海原治国防会議事務局長と懇談し、このとき海原は、写真と図表を用いて戦略的見地から沖縄に核を維持する必要があることを説明した。海原の説明は田中の判断に影響を与え、田中はその後核撤去の方向で党内において根回しを行っている。<sup>(71)</sup>二月から三月にかけて、党内では川島や田中が、沖縄返還方式に関する調整を進めている。

東郷アメリカ力局長は、二月二五日に沖縄返還交渉の進め方を文書でまとめ、返還後の沖縄に常時核が配置されていることは、日本として受諾困難であること、朝鮮半島などでの事変勃発時、沖縄より米軍出撃を要する事態には、日本も米軍出撃を認める「政治的責任をとる用意があること」などをあげた。つまり外務省は、先にアメリカ側が「朝鮮議事録」の内容を公にすることを求めたのに対し、その提案を受け入れたのであった。<sup>(72)</sup>外務省は、ベトナムへの米軍出撃と比べたとき、韓国への出撃については世論の反発があまり出てくることはないと認識していた。<sup>(73)</sup>しかし、この頃アメリカ側は、さらなる要求をしてきた。それは秘密取り決めによる保証であった。二月一五日、オズボーン (David L. Osborn) 臨時代理大使は、愛知外相に対し、「本土並みを超えるような問題については秘密取決めをしつかりやっておくと云うことが最も常識的なやり方と思つ」と私見を述べている。<sup>(74)</sup>吉野文六駐米公使も

この頃、アメリカ側関係者から、「協議なくしてオキナワから出撃できるという取極について日本側の考慮を求めることなるかもしれない」と内々に示唆されている。<sup>(75)</sup>しかし、国会承認を前提とした特別取り決めをすべきか、それとも日米安全保障条約を「本土並み」に沖縄に適用すべきかで悩んでいた日本側にとって、以上の秘密取り決めは、外に漏れたときの危険性を考えると、国内政治的にも受諾はできない案であった。

国内の動きを受け、佐藤首相は次第に「核抜き・本土並み」返還を示しはじめた。佐藤は二月二十八日、アメリカの雑誌『フォーリン・レポート』を主宰するカーン（Harry F. Kern）との会談で、沖縄は「核抜き・本土並み」返還とし、戦術核は朝鮮におくが、朝鮮半島有事の際は本土基地を使用できるとの考えを述べている。三月八日、沖縄基地問題研究会は先述の京都会議を踏まえた最終報告書を佐藤へ提出した。報告書では、一九六九年中の返還合意と一九七二年までの返還に加え、日米安全保障条約の沖縄への全面適用が提言された。また、事前協議条項も沖縄へ適用されることとした。<sup>(77)</sup>同研究会は、すでに提出前に佐藤へ要旨を説明し、了解を得ていた。<sup>(78)</sup>すでに国内の政治状況は、「核抜き・本土並み」返還以外の方針を許さない状況にあった。

そして、三月一〇日、佐藤首相は、参議院予算委員会で社会党の前川旦の質問に答える形で、「核抜き・本土並み」返還の方針を表明した。佐藤は、「非核三原則」に言及したうえで、沖縄の核兵器について、「核の有無によつて、力は核のないほうが核のあるのに比べれば弱まることは確かだ、かように思いますから、一体この日本の防衛から見まして、そういう必要があるかないか、こういう議論はあり得ると思っております。私は、いまのところではそういう必要ないんじゃないか。ことにECBMがあり、ポラリスがあり、さらにB52があると、こういうことを考えると、ここに核は必要ないんだと、こういう主張は可能ではないか」と述べた。彼の言い回しは慎重だが、要諦は「核抜き」返還を示したところにあった。<sup>(79)</sup>

楠田秘書官は、佐藤首相の発言について、「総理ついに『本土並み』を公表」、「スラスラと出た感じ。胸につかえていたものが出たのか」と日記に記している。同日佐藤は記者会見で、「考えているところは、沖縄返還のあり方は本土並みだ。核は存置しない」、「沖縄返還基地は本土並みにしか使えない。すなわち核抜き本土並みということだ」と答えた。<sup>(80)</sup>翌三月一日の新聞各紙は一面で佐藤の発言を取り上げた。新聞を読んだ佐藤は楠田に対し、「戦術核も認めないということだよ」と述べ、楠田は佐藤の考えを新聞各紙へ伝達した。<sup>(81)</sup>後日保利官房長官も、「安保条約の運用で本土と沖縄は差別しない」、「本土並みとは、文字どおり本土並み」、「これは佐賀県と同じになるということ」と自らの選挙区を引き合いに出しながら補足説明を行った。<sup>(82)</sup>楠田は三月一日の佐藤の表明を、佐藤政権において最も重要な歴史的決断だったと回想している。<sup>(83)</sup>

三月一日の佐藤首相の発言は、佐藤の「核抜き・本土並み」返還方針の最初の公表として捉えられた。三月一日の三木派の幹部会で、三木は、佐藤の一日の「核抜き・本土並み」返還論について、「かねて自分の主張してきたところであり、首相の考え方に全く賛成だ」と述べた。藤山愛一郎と中曽根康弘も三月二三日、「首相答弁のような考え方ならば結構だ」と賛意を示した。前尾繁三郎も同様の姿勢であった。<sup>(84)</sup>外務省関係者は、佐藤の表明の背景には、キッシンジャー補佐官が「核抜き・本土並み」に前向きであるとの、京都会議にきたアメリカ側研究者の情報があつたと考え、認識が甘いと疑念と一種の反発を抱いたと言われる。<sup>(85)</sup>佐藤の発言は、東郷アメリカ局長との調整を経たものではなかった。また楠田秘書官と打ち合わせたものだったかどうかはなおも不明なところがある。外務省にとってのインパクトは大きく、佐藤の発言を聞いた大河原良雄アメリカ局参事官は、「いよいよ背水の陣だな」との思いを抱いている。<sup>(86)</sup>

以上本節では、佐藤政権による「核抜き・本土並み」返還の方針化の過程を見てきた。外務省は、三月末から本

格的な対米折衝を行う予定であった。その前の佐藤首相による返還方針の提示は、外務省幹部を佐藤の方針にしたがわせ、自民党内の他派閥の批判を抑え、さらに佐藤が「核つき・自由使用」を検討していると批判していた野党を封じ込める効果をもったのであった。次節では、三月末よりはじまった、外務省による本格的な対米折衝を分析することにしたい。

## 二 外務省の対米折衝

外務省は、三月末に千葉アメリカ局北米第一課長が渡米し、四月下旬に東郷アメリカ局長が渡米し、そして六月に愛知外相がワシントンでニクソン大統領やロジャーズ (William P. Rogers) 國務長官などの会談を行うという、続けざまに対米交渉を展開するスケジュールを立てていた。

佐藤首相の国会での方針表明から、外務省は、「核抜き・本土並み」返還の前提の下で、事前協議制度のあり方について検討を進めることになった。この点、「本土並み」の中身については、まだ明確でない部分があった。とくに事前協議制度を沖縄へどう適用するのが問題であった。三月一日の参議院予算委員会で、民社党の向井長年は、事前協議制度が沖縄に「本土並み」に適用されるのか尋ねた。佐藤は、「特別の定めなき限り」日米安全保障条約が沖縄に適用されると応じている。野党は「特別の定め」がある場合もあり得るのか追及したが、佐藤は「はつきりしておらぬ」と回答を避けた。<sup>17)</sup>

野党が追及した「特別の定め」とは、外務省が検討していた前述の特別取り決め案と同類の意味である。沖縄を事前協議制度の適用除外とする特別取り決め案については、国会承認がネックとなっていた。すでに佐藤正二条約

局長は二月の国会で、一九六〇年の「条約第六条の実施に関する交換公文」に法律的な意味で変更を加える文書ができた場合には、国会承認が必要である旨を示していた。このとき社会党の戸叶里子は、沖縄について事前協議の除外措置を考えているのではないかと追及したが、愛知外相は明言を避けていた。<sup>(86)</sup>三月三日、高辻正巳内閣法制局長官も、特別の取り決めが「条約第六条の実施に関する交換公文」の中身を変更するものであれば、国会の承認を必要とする認識を示していた。<sup>(87)</sup>

沖縄を事前協議制度の適用外とする特別取り決め案は、従来の事前協議制度の内容を変更させるものであるため、外務省内では国会承認が必要となると考えられた。しかし、特別取り決めが国会承認による新たな法的効力を前提とするのであれば、それは「本土並み」の概念からはみ出すことになる。それ以前に、特別取り決めの国会承認は政治的に難しかった。かりに政府・与党が特別取り決めの国会承認を求めても、野党が賛成することはまずなかったし、「本土並み」返還からの後退といふことで世論に対する悪影響も懸念された。「本土並み」で行くか、それとも特別取り決めを作成するか、佐藤首相たちの発言はまだ明確でない。佐藤は三月三日の参議院予算委員会で、特別の取り決めについては最終的な判断を下していないと述べ、ひたすら言質をとられないようにしている。三月一八日の参議院外務委員会では社会党の森元治郎が、朝鮮問題などについて外交上の取り決めはないのか尋ねたが、愛知外相は、基地の態様については「白紙」だと述べて回答を避けた。<sup>(88)</sup>

他方で外務省は、「核抜き」については、対米交渉で求めることにした。東郷アメリカ局長は三月十五日、返還後の沖縄に核兵器の常時配置を容認することは困難であること、返還後の核兵器持ち込みは事前協議の対象とすることをアメリカ側に要望することを文書でまとめている。<sup>(89)</sup>自民党内では、「核抜き」だけでなく、「本土並み」についても方針針化すべきとの声が支配的になっていた。前尾派は、一時期「有事自由使用」論によるめきかけた



も言われる。しかし自民党内では、三月、「本土並み」返還に対する愛知外相や木村官房副長官の強気な発言が目立つようになり、「本土並み」以外では合意が得られない雰囲気が出ていた。田中党幹事長も、「結局は、本土並みになる」と述べている。<sup>(92)</sup>

沖縄だけに適用する新しい交換公文ないし特別取り決めは、難しいとの見方が強まっていた。国会承認の難しさに加え、特別取り決めへの国会承認を得るためには、国会での審議を待たねばならず、一九七〇年の日米安全保障条約の延長問題を前に混乱が生じる恐れがあったからである。政府としてはこれを避けたかった。<sup>(93)</sup> 外務省は、沖縄返還と「七〇年安保」のいずれも非常に重要な案件だと考えていた。<sup>(94)</sup>

こうしたなか、千葉北米第一課長は、訪米に向けて準備を進めていた。保利官房長官は、千葉の出発前日となる三月二〇日、牛場事務次官以下外務省幹部と懇談し、沖縄問題についての佐藤首相の意向を伝え、参加者から了解を得た。<sup>(95)</sup> 佐藤は、保利を通じて「核抜き」への配慮を求めたものと見られる。千葉は、前述のとおり、前年から「本土並み」返還の可能性を模索していた。千葉は沖縄返還に対する思い入れが強く、返還問題に関する起案を積極的に行い、熱心に取り組んでいた。その熱心さのあまり、ときに彼は東郷アメリカ局長と衝突することがあり、交渉の初期の段階では一人で飛び出して行動するときもあった。東郷と千葉との間に大原参事官が入ったり、アメリカ局の依頼を受けて条約局の中島敏次郎条約課長が千葉を諭したりすることもあった。<sup>(96)</sup>

三月二一日から二六日にかけて千葉課長は、アメリカ側との非公式の話し合いを行っている。千葉は、新政権で国務次官となっていたジョンソンと三月二四日に会談し、佐藤首相が一九六九年の訪米後に解散総選挙を考えていると思うと述べた。そのうえで千葉は、「核付き返還は選挙で耐える負担としては重すぎるといふ結論に佐藤が達しているようだ」と説明した。ジョンソンは厳しい態度を示し、「佐藤首相は返還条件の前に返還の日取りを決定



することをなおも考えているのか」と尋ねた。これに対して千葉は、「佐藤首相はそうは考えていない」と応じた。ジョンソンとの会談記録などを読む限り、意外にも千葉は、強硬に「本土並み」返還論を主張し続けたわけではなく、冷静に、「本土並み」返還論が支配的となっていた日本国内の状況の説明と論点の整理に努めていたように見える。<sup>(97)</sup>

千葉課長に対して、アメリカ側が言及したのは、日本の責任分担であった。アメリカ側は、とくに両院軍事委員会の一致した見解として、「日本はアジア防衛の責任分担の気持はなく、オキナワ返かん後も従来の FREE RIDE の継続を求めているのではないか、返かん後米基地の撤去とまでは行かなくても、なくすしに基地をさん食して行くのではないかとのさい疑心が強い」と不満を伝えた。またアメリカ側は、ベトナム戦争と沖縄問題とを切り離して考えることは対内説明上不可能であると伝えた。<sup>(98)</sup> アメリカ側の反応は予想通り厳しく、帰国後の千葉の外務省への報告は、必ずしもいいものではなかった。<sup>(99)</sup>

外務省は、日本の責任分担が求められていることを受けて、三月の段階で日本の防衛に関する研究を防衛庁へ打診していた。これを受けて防衛庁内局は、同月中に海上幕僚監部などに対し、六月の愛知訪米までに四次防の概要を作成するよう指示している。海上幕僚監部は、沖縄返還の際の防衛任務の受け継ぎや沖縄への兵力配備などについて検討を進めている。<sup>(100)</sup>

千葉訪米後、続けて岸信介が、故アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 元大統領の葬儀出席を名目に渡米した。愛知外相や当時のマスコミは、三月末の岸訪米から六月の愛知訪米までの時期を、沖縄返還交渉の「第一ラウンド」と位置づけた。<sup>(101)</sup> 不思議なことに岸は、佐藤首相とは訪米について事前に打ち合わせた<sup>(102)</sup>が、外務省幹部とは密な調整を行っていない。<sup>(103)</sup> ワシントンでは、なおも下田大使が中間案の可能性を模索しており、佐藤は岸渡米の機

会を通じて、「核抜き」返還を首相官邸の考えとして正確に伝えようとしたのであろう。

岸は、四月一日にニクソン大統領と会談し、「そつ直に言つて日本がアジアにおいて責任を果そうとする場合に、その国内の一部が外国に占領されていることは国民的にたえ難い所である」と述べた。このように岸の論理は、日本が責任を果すためにも沖縄返還が必要であるというものであった。そのうえで岸は、日米安全保障条約の沖縄への適用と「核抜き」への理解を求めた。岸は、返還が時間的に長引くと外国からの工作もあり、障壁がおきる恐れがあると論じ、緊急の必要時として早期返還を求めた。<sup>(16)</sup>岸は翌四月二日にロジャーズ國務長官と会談し、ニクソンとの会談内容を改めて説明している。<sup>(17)</sup>

ちなみに岸は訪米中、基地の使用については事前協議で「イエス」もあり得るとの立場を述べ、さらに、沖縄返還にもならない事前協議に関する新たな交換公文を作成する案を示した。その場にいた下田駐米大使は、交換公文には国会承認が必要となる可能性を指摘している。<sup>(18)</sup>このように岸は、「核抜き」にはこだわったが基地の自由使用に関しては肯定する方向で検討していた。屋良主席は、岸の基地の自由使用に関する発言について、「沖縄だけ差別あつかいになるので最も反対している」と批判した。立法院は四月七日の本会議で、核の存置への反対に加え、基地自由使用を認めないことなどを入れた、「沖縄の施政権返還に関する要請決議」を全会一致で採択した。<sup>(19)</sup>佐藤首相も国会で、「核抜き・本土並み」が国民大多数の考え方であることを認めたとうえで、最終的にはまだ決めていないと説明しながらも、国民の世論、動向を無視しない立場から、それらが変わらない状況なら「核抜き・本土並み」の方向で交渉するのは当然と述べている。<sup>(20)</sup>

この頃在米大使館では、吉野文六公使が、沖縄に詳しいハルペリン国家安全保障会議補佐官と接触していた。四月七日、ハルペリンは吉野に対し、内政上の事情で日本側の立場が「本土並み」になって来ているのはやむを得な

いとの旨を述べている<sup>(10)</sup>。他方で下田駐米大使は、なおも「本土並み」返還は難しいと考えていた。彼は閣僚クラス  
の人物の見解を重視したようである。下田は、四月九日にレアド (Melvin R. Laird) 国防長官に対して基地の  
態様への配慮を求めはしたが、アメリカ側の態度は厳しいと認識した<sup>(11)</sup>。下田は四月二二日に本省へ電報を送り、  
「核抜き・本土並み」の線による主張が「二〇〇パーセントかん徹せられるもの」とらつ観することは因より不可能、  
「少なくとも原則的には「核ぬき本土並み」の線に近きところでの妥結をねらつて、本件対米交渉に全力をつくすこ  
ととする以外に差し当つて途なきものと考えられる」と進言した<sup>(12)</sup>。

しかし、外務本省では、「核抜き・本土並み」返還の方向で検討が進められている。同じ四月二二日に東郷アメ  
リカ局長が作成したボジション・ペーパー案では、アジアの安全と繁栄に寄与するために「逐次国際政治的な責任  
を分担する」姿勢が示されたうえで、「返還後に沖縄に存続すべき米軍基地については、施政権返還と同時に安保  
条約及びこれに関連する諸取決めがそのまま適用されるべきである」とされている。すなわち、「本土並み」返還  
の方針が示された。また、沖縄の核兵器を撤去し、返還後の核持ち込みは事前協議の対象とする点が記された。東  
郷のペーパー案には、下田駐米大使が求めていた特別取り決め案に関する言及はない。東郷のペーパー案は、翌四  
月二三日に愛知外相と牛場事務次官との検討を終え、佐藤首相も読了している<sup>(13)</sup>。ペーパー案は、佐藤政権の見解を  
まとめたものと言つてよかつた。東郷は四月二六日、オズボーン臨時代理大使へペーパー案を手交している。

外務省は、東郷訪米前に、国会承認を得る特別取り決め案は問題が多いと判断して取りやめたものと見られる。  
特別取り決めを沖縄に適用する「下田フォーミュラ」は、外務本省では支持されなかつた。愛知外相と東郷アメリ  
カ局長は、四月二二日に霞友会館でオズボーン臨時代理大使と会い、起草中のボジション・ペーパー案の内容を説  
明している。オズボーンは本省から、特別取り決め案についてさらにアイデアがあるか愛知へ尋ねるよう指示を受

けていた。<sup>13)</sup>しかし愛知は、返還後はアメリカが対日平和条約第三条で享受している諸権利はなくなり、安保条約が沖縄へ全面適用されるという「本土並み」の考えを伝えた。

外務省は、事前協議制度の沖縄への全面適用を求める代わりに、事前協議制度を柔軟に運用することでアメリカ側と妥結する案を提示した。愛知外相は、「極東の緊張に対処する上で、条約の運用に当って日米の合意がなければならぬ」などと述べ、返還後の諸取り決めの鍵となるのは、「事前協議条項が与えている柔軟性を活用することである」と説明した。

しかし、外務省が特別取り決め案を否定し、既存の事前協議制度の「本土並み」適用を求めると、アメリカ側は別途基地の使用に関する保証を求めてきた。この日オズボーン臨時代理大使は、愛知外相に対し、「事前協議がYESもNOも両方を含む旨はつきりとさせることが大事と思う」と主張している。<sup>14)</sup>それまでアメリカ側は、アメリカ側がたとえ事前協議を実施しても、日本側の回答は事実上「ノー」に等しいものであったと認識していた。アメリカ側はまず、「イエス」も「ノー」もあり得るという状況へ変えようと考えたのであった。さらにアメリカ側は、大胆にも、事前協議での「イエス」の保証の必要性に言及してきた。国務省のフィン日本部長は四月二四日、木内昭胤書記官に対し、韓国、台湾、ベトナムに対する基地の使用の事前協議について、「米軍部としては日本側にYESと言いつてもよいようなASSURANCEを、オキナワ返かんの前に最小限の必要条件として求めるのである」として、このASSURANCEがどのようにして与えられるかが核心的な問題である」と私見を述べたのであった。<sup>15)</sup>

たしかに、極東情勢は緊迫しているさなかであった。四月一五日、厚木基地から飛び立ち偵察中のEC121電子偵察機が、日本海で北朝鮮軍に撃墜された。その後アメリカはエンタープライズやホーネットなど空母四隻を含む第七一機動艦隊を日本海へ大移動させ、示威行動を行った。戦艦ニュージャージーも横須賀に入港し、事態は逼迫し

た。「核抜き・本土並み」返還を求めた三月の沖縄基地問題研究会の報告書に対しても、アメリカ側より、極東情勢の認識の甘さを指摘した批判が寄せられていた。<sup>(16)</sup>

ニクソン政権内では、統合参謀本部が沖縄の施設を核貯蔵のために引き続き使用する権利を要求していた。<sup>(17)</sup> リーサー (Stanley R. Resor) 陸軍長官は四月二十九日、レアード国防長官に対し、「われわれが求めている返還後の基地の諸権利は、われわれが現在享受しているものと可能な限り同様のものである」と要望している。<sup>(18)</sup> ジョenson国務次官は、四月に統合参謀本部関係者と協議を行い、日本側が核貯蔵には同意し得ない点を強調した。ただしジョensonは、緊急時の核兵器の再持ち込みについては、日本が「内密に (privately) 同意するかもしれない」と伝えた。またジョensonは、通常兵器についても「沖縄の基地の自由使用に関する同意を得ることは難しい」と述べながらも、「韓国と台湾については日本政府は特別の同意をするかもしれない」との見方を述べた。これに対してマッコーネル (John P. McConnell) 統合参謀本部議長代理は、「現在の軍事上の諸権利がすべて保持される場合にのみ返還に同意できる」と強い態度で返している。<sup>(19)</sup>

ニクソン政権の検討は、NSM5「対日政策」として結実した。<sup>(20)</sup> 四月、NSCは一九七二年に沖縄返還を実施する方向で交渉準備を進めていた。統合参謀本部は、沖縄の核の存置と基地の完全自由使用を求めていたが、ニクソン政権内では、沖縄の核兵器を撤去し、その代わり緊急時の核兵器の沖縄への持ち込みの権利を求める方向で検討されていた。<sup>(21)</sup> NSCは四月下旬に、以上の方針を盛り込んだNSM5を正式決定している。このようにアメリカ側では、日本側の要求であった一九七二年の返還合意と返還時の核兵器撤去について、内々に受け入れる方向で検討していたのであった。

日本本土と沖縄の世論は、早期の「核抜き・本土並み」返還を求めている。毎日新聞社が本土と沖縄でもに四

月一八日から二〇日にかけて実施した世論調査では、交渉でこれ以上は譲れない線として、「本土と同じように核兵器を認めず基地使用も制限」が本土で五二%、沖縄で四三%を占めた。「基地は全部取払う」が本土で二五%、沖縄で二五%であった。<sup>(13)</sup> こうしたなか、サンフランシスコ講和条約発効日にあたる四月二八日に実施された「四・二八沖縄デー」は、例年以上に関心を集めた。四月二四日に東京入りしていた沖縄の復帰協代表団は、その後首相官邸、総理府、外務省、国会、自民党、アメリカ大使館の前などで抗議行動を行った。その間復帰協代表団の代表が、木村官房副長官に決議文を手渡し、木村は「本土なみで対米交渉する決意だ」と応じている。<sup>(14)</sup> 四月二八日、成田知己社会党委員長は約一〇万人が参加した東京・代々木公園での中央大会で、「沖縄での核自由使用を認める佐藤内閣を退陣させないかぎり戦後は終わらない」と声を張り上げた。

那覇の与儀公園でも、約一〇万人とも言われる人々が集まり、「第九回祖国復帰要求県民総決起大会」が開催された。総決起大会は大変な盛り上がりとなった。<sup>(15)</sup> 屋良主席は、「沖縄県民は、二十四年間、沖縄返還の悲願を叫び続けてきた。この要求によって沖縄返還のスケジュールが本格化するところまできている。信条、政党をのりこえ民族のゆるぎない体制を固めていただきたい」と挨拶した。「こしを最後の復帰集會に」などのプラカードが掲げられるなか、参加者たちは「沖縄を返せ」と合唱している。石垣、宮古、久米の各島でも大会が実施され、さらに北緯二七度線の海上でも、本土と沖縄から二十数隻の船が集まり、第七回沖縄返還要求海上大会が行われた。<sup>(16)</sup> 社会党や共産党は、それぞれ沖縄の「即時無条件全面返還」を主張し、民社党は沖縄の「本土並み」返還と「駐留なき安保」への条約改定を求めた。

千葉訪米に続く、四月末の東郷アメリカ局長の訪米は、このような状況のなかで行われた。外務省の立場は、事前協議制度を修正せず、沖縄へ全面適用することを正面から求め、さらに平時と有事を問わず核の持ち込みを否定

したもので、アメリカから見て非常に強いものであった。佐藤首相は外務省に対して、「国民の悲願である核抜き、本土並みを実現せよ」、「これは国民の悲願だ。だからやれ」と指示していた。外務省内には不安が残っていた。アメリカ側では、佐藤が勝算があつて指示をしたのか、それとも額面通り国民の悲願を実現すべきだというだけのことであつたのか、判断できていなかった。<sup>15)</sup>

しかし、このように、交渉初期の段階で政府・与党内で方針がまとまったことは、非常に意義のあることであつた。日ソ国交正常化交渉に取り組んだ鳩山一郎政権の例もあるように、対外交渉において政府・与党内の交渉方針を一つにまとめることは、政策対立だけでなく権力対立も絡むため、決して容易ではない。沖縄返還交渉に際して、政府・与党の方針が一致したことは、日本の交渉上の立場を強めるうえで重要な意味を持つたと言つてよい。

東郷アメリカ局長は四月二八と二九の両日、ジョンソン國務次官やスナイダー国家安全保障会議補佐官、ハルペリン同補佐官をはじめとする、国務、国防両省の多くの重要人物たちとの協議を行っている。資料から見ると、下田駐米大使は東郷訪米の際、あまり積極的に関与していないようである。

東郷アメリカ局長は、「核抜き・本土並み」返還は難しいことを認識しながらも、それを日本側の主張としてアメリカ側へ伝えた。しかし、スナイダー補佐官の態度は硬かつた。四月二八日午前、スナイダー補佐官は、東郷のボジション・ペーパーに対して、「一読した感じでは日本側の立場がこう化したように覚える」と述べた。戦闘作戦行動についてスナイダーは、B52の南爆と韓国出撃に対する日本側の認識を尋ね、さらに「事前協議につき日本側より米側に対し予め同意を与える用意があるのか」と質している。核兵器についてスナイダーは、平時における戦術核の沖縄からの撤去は「極めて困難」と主張し、北朝鮮が沖縄基地の核抑止力が減退したと判断し冒険的行動に出ないよう配慮する必要があると論じた。対して東郷は、B52の南爆出撃への同意は極めて難しいが最後には



検討されるべき、「事前協議につき予め米側に保証を与え得るか否かにつき回答し得る立場にはないが、オキナワ返かんに関連して安保条約及び国連取極を修正するようなことは避けなければならぬ」、平時における核の常時貯蔵を認めることはできない、と主張した。<sup>(13)</sup>

翌四月二十九日、東郷アメリカ局長はジョンソン国務次官による昼食会に招待されたが、この場でジョンソンも日本側の立場に強く反論してきた。ジョンソンは、「日本側の立場が、米側の立場を十分考慮していないことに失望した。日本側にも困難があることは承知しているが、米国も同様である」と不満を露わにした。ジョンソンは、議会で質問された際に、「何と答えたらよいか考えてみてほしい」と述べながら、特別取り決めに対する期待を再度表明した。しかし、東郷は、「総理及び大臣におかれてしん重に考えられた末オキナワ返かんに関し安保条約及び国連取極を修正するような取決めを行うことは困難である」と説明した。すでに四月二十九日午前、東郷はブラウン(Winthrop G. Brown) 国務次官補代理に対し、戦闘作戦行動について、「事前協議を(沖縄に)適用した場合いかなる不都合が生じるのか、いかなる事例が考えられるのか、またその際の対策を含めて今後そう方ずつめて行きたい」(括弧内筆者)と伝えている。<sup>(14)</sup>このように東郷は、特別取り決めではなく、事前協議のあり得る事態のリスト化と事例ごとの対応の協議を提案していたのであった。

東郷アメリカ局長は、四月二十九日のキッシンジャー大統領補佐官との会談で、核兵器の有事持ち込みも大変に困難である旨を強調した。基地の自由使用についても、「現行の安保条約を改正することなくそのわく内で、すなわち新たな交換公文等をとりかわすようなことなしで解決しなければならぬ」と改めて主張した。スナイダー補佐官からブリーフを受け、ある程度問題点を把握するに至っていたキッシンジャーは、自由使用の問題解決について「ぶく案が日本側にあるのか」と尋ねている。しかし東郷は、今後検討する事柄であると述べただけであった。東



郷は、パッカード (David Packard) 国防次官に対しても同様の立場を説明している。そのほか、國務次官補に就任予定であったグリーン (Marshall Green) は、短期的には中国よりも北朝鮮と北ベトナムがより危険であるとの認識を述べながら、沖縄は抑止力の要だと論じている。またフィン日本部長との会談では、沖縄の防衛責任の問題もあがっている。<sup>(10)</sup>

東郷アメリカ局長はワシントンで日本人記者団に対し、「核抜き」返還に対する不安を吐露した。東郷は、ベトナム戦争とEC121電子偵察機の撃墜事件などから、アメリカ側が「オキナワ問題について相当かたい考えをいんでいるとの印象を得た」と説明し、「日本がそれ相応の防衛負担をせず、自らの安全保障については人まかせで、かつ手なことばかりいうのでは米国内を納得させることはできない」という意見があったと対米折衝を総括した。<sup>(11)</sup>

アメリカ側は、まず自由出撃 (戦闘作戦行動) の問題について軍事的に満足し得べき了解に達したうえで、核の問題に対処しようとする考えであった。東郷アメリカ局長はこのことを、五月二日に佐藤首相へ報告している。ただし、この時点では、「米国は自由出撃を重視し核は二の次である」という誤解を招く恐れがあるため、このことは佐藤以外には伏せられた。<sup>(12)</sup>

千葉ミッションと東郷ミッションを通じて、争点として、事前協議制度を沖縄へ全面適用した場合の、核兵器と戦闘作戦行動への日本側の対応のあり方が浮上した。外務省は、事前協議制度を沖縄へ適用し、制度の弾力的運用によって問題は解決できると主張したが、アメリカ側は、将来の事前協議における「イエス」の回答の保証が欲しいと主張した。こうして沖縄返還交渉は、六月の愛知外相訪米の段階を迎えることになる。次節では、初の閣僚級協議の機会となった、六月の愛知外相の訪米を中心に考察することにした。

## 三 第一回愛知訪米

日本国内では、日米の対立点は、「核抜き・本土並み」返還（日本側）と「核つき・自由使用」返還（アメリカ側）との間にあると一般的に言われていた。ちなみに沖縄の政党の間では、「核つき・自由使用」返還への反対という点では、コンセンサスがとれていた<sup>(13)</sup>。前節で見たとように、すでにニクソン政権は沖縄からの核撤去を内々に検討していたが、同政権内での情報共有者すら限られており、ましてや日本側関係者がそのことを知る由はなかった。

佐藤首相や愛知外相は、返還後の沖縄には事前協議制度を適用することを交渉の起点とすることで固まっていた。外務省アメリカ局は、事前協議制度の運用に現実性を持たせるため、東京とワシントン間に事前協議のためのホット・ラインを設置する案を考えていた<sup>(14)</sup>。他方、五月八日に来沖したフィン日本部長は、一〇日に社大党の安里積千代委員長に対し、一九六九年秋の日米首脳会談で「確実な返還の時期のメドがつけられるかもしれない」と述べた<sup>(15)</sup>。沖縄の基地については、韓国が自国の安全保障の観点から強い関心を寄せていた。佐藤首相は五月六日に朴忠勳<sup>(16)</sup>副総理から、沖縄に対する重大な関心と「核抜き・本土並み」返還への反対を示唆されている<sup>(17)</sup>。すでに韓国政府は、沖縄の基地機能の低下に強く反対しており、台湾の国民党政権も、沖縄からの核撤去を防ぐための検討を韓国側へ打診していた<sup>(18)</sup>。

こうしたなか愛知外相は、五月一〇日に東郷アメリカ局長に対し、米軍の戦闘作戦行動の際の事前協議について、日本側が日米共同声明で公に述べ得る最大限の内容を示し、その足りないところを日本側の一方的発言で補足する方式を研究するよう指示した<sup>(19)</sup>。この日本側の一方的発言は、秘密取り決めを行うことなく戦闘作戦行動の問題を解

決できる適切な方法として捉えられた。<sup>13)</sup>先に述べると、この一方的発言の案が、のちの一九六九年一月の佐藤首相のナシヨナル・プレス・クラブ声明となる。

以上の愛知外相の案は、日米共同声明と日本側の一方的声明を通じて、米軍の戦闘作戦行動に関する事前協議のときに日本側が好意的な態度を示すことを表明し、アメリカ側に対する政治的約束とするというものであった。これならば、事前協議制度の実施によつて日本側の外交上の自主性も満たせるし、同時に、沖縄と本土の法的一元化という原則からはみ出すことなく基地問題を解決できる。何よりもこの「声明方式」の利点は、国会承認を必要としないことであつた。外務省条約局は、沖縄を対象とした特別取り決めが一九六〇年の事前協議制度に関する交換公文の内容を変えるものなら、国会承認が必要であると考えていた。「声明方式」であれば国会承認が不要なので、それは新たな取り決めによる法的保証ではなく、あくまで政策の表明であり、政治的保証であるという説明が可能であつた。

東郷アメリカ力局長は、なおも佐藤首相の「核抜き・本土並み」返還の考えに疑問を抱いていた。東郷は五月一四日に愛知外相と食事した際、三月一〇日の佐藤による国会での「核抜き・本土並み」発言の提案者は誰なのか尋ねている。東郷は、「核抜き・本土並み」発言は自らの進言によるものではないと述べている。<sup>14)</sup>国会での佐藤の突然ともいえる「核抜き・本土並み」返還表明の背景には、外務省以外の情報があつたと言われていた。佐藤は当時、前述のように外務省以外からの情報収集を行つており、外務省は「二元外交」に対する警戒感を抱いていた。<sup>15)</sup>

佐藤首相の考えは固まっていた。五月一二日、田中弘人大使は佐藤へ対し、日本側が日米共同声明以外には「特別の取極的なもの」を考慮していないことに対し、アメリカ側が「いささか失望して居る模様」と伝えた。これに対して佐藤は、日米安全保障条約の枠内で何らかの措置を考えると述べ、「憲法の建前を崩す訳にはいかない」と

説明した。佐藤は、「秘密協定の如きものは考えられない」との趣旨を田中に伝えた。佐藤の考えは、「事前協議に際し、肯定、否定何れの回答をするかは、その際の状態に応じ国益に照らして考える」というものであった。<sup>(10)</sup>

その後五月一五日にワシントンに到着した田中大使は、一六日に「核抜き、本土並み返還が日本側の目標であり、基礎である」と表明したうえで、愛知訪米に向けて各界の関係者への説明を行った。五月二二日、田中はフィン日本部長より、国務省は「核抜き」をせざるを得ないと考えているが、国防省は少なくとも現段階では反対であると伝えられている。<sup>(11)</sup> この日フィン、事前協議の対象となる戦闘作戦行動のリスト案を田中へ手交した。リストでは、韓国への侵略、四月一五日のE.C.121機墜撃事件のような、韓国および韓国周辺での空軍の攻撃に対する防衛、一九六八年一月のプエブロ号事件のような、韓国周辺における海軍の攻撃に対する防衛、台湾および澎湖諸島における海空軍の攻撃に対する防衛、フィリピンないし東南アジアでの攻撃に対する防衛、があがっている。<sup>(12)</sup>

防衛庁も、「核抜き・本土並み」返還の方針に沿った返還後の沖縄防衛構想を検討していた。有田喜一防衛庁長官と小幡久男事務次官以下防衛庁幹部は五月一七日、愛知外相以下外務省幹部に策定中の第四次防衛力整備計画を説明し、返還後の沖縄の防衛責任についてとくに海上防衛力の強化を強調した。防衛庁が手交した文書では、メーS Bの沖縄からの撤去が、軍事バランスに大きく影響を与えるわけではないとの見方が示されている。さらに文書では、核兵器の沖縄への持ち込みや、韓国や台湾への米軍の戦闘作戦行動は、事前協議のプロセスを通じて決定されると述べられている。千葉北米第一課長は、五月一九日に駐日大使館を訪れ、この協議内容を説明している。<sup>(13)</sup>

愛知外相は、五月二一日にオズボーン臨時代理大使に対し、韓国およびそのほかの極東地域に対するアメリカ側の関心に賛意を示している。また愛知は、前述の事前協議の有り得るケースのリスト化についても、討議の準備を進めている点を報告した。<sup>(14)</sup> 他方で下田駐米大使は、なおも独自の行動を展開しており、五月二一日にキッシンジャー

補佐官と会った際、沖縄返還にとまなう特別取り決め案を改めて伝えている<sup>(18)</sup>。しかし、外務本省は新たな協定は作らない方針であり、下田の発言は具体的な動きにはつなげていない。アメリカ側では、レアード国防長官が五月二二日にロジャーズ國務長官へ書簡を送り、沖縄返還交渉の準備のため省庁間をまたがる行動を提案した。提案を受け入れたロジャーズは、省庁間の特別の検討グループを組織させた。グループの取りまとめは、フィン國務省日本部長が担うことになった<sup>(19)</sup>。

そして、ニクソン政権は、早々と「核抜き」返還を交渉の最終段階で受け入れる方向でまとまった。NSCは、愛知訪米を控えた五月二八日、沖縄返還をめぐる対日交渉方針として、NSDM13を作成した。これは前述のNSDM5を元にしたもので、新日米安全保障条約を一九七〇年以降も修正することなく継続させること、一九六九年に、軍事使用管理や細部の交渉で合意したうえで、一九七二年の沖縄返還に合意すること、とくに韓国・台湾・ベトナムに対する、通常兵器による最大限の軍事基地の自由使用に対する要望、およびアメリカの要望は沖縄の核兵器の保有だが、もし沖縄に関する他の要素で満足できる合意に至った場合には、ニクソン大統領は、緊急時の沖縄での核兵器の貯蔵と通過の権利を保持したうえで、交渉の最終段階で沖縄からの核兵器の撤去を検討する準備があること、が記されている<sup>(20)</sup>。

こうしたなか外務省アメリカ局と条約局は、返還合意時に発表する、韓国に関する日本政府の立場に関する案文を検討していた。外務省が五月二六日付で作成した声明案では、韓国に対する武力攻撃に対処するため、米軍が日本国内の基地を使用する際の事前協議においては、日本側が「韓国に対する武力攻撃の発生は日本国の安全に重大な影響を及ぼすものである」との日本政府の基本的認識<sup>(21)</sup>に立つて決定する旨が記されている。このように外務省案は、米軍の韓国出撃の容認の姿勢を明らかにしたものであった。

その代わり外務省は、声明の発表と引き換えに、過去の「朝鮮議事録」の効力廃止を求めることにした。千葉北米第一課長は、愛知訪米直前に駐日大使館の政治参事官と会い、佐藤首相と愛知外相が「朝鮮議事録」に反対していることを伝えた。佐藤と愛知の反対の理由は、「秘密の議事録は時代遅れ」であり、「その存在に関する漏洩が日米安全保障条約に基づく両国の関係を深刻な危険にさらすから」であった。<sup>(15)</sup>

外務省アメリカ局は、事前協議についての話し合いが、これからの日米交渉の最も中心的な課題とされるべきだと考えていた。この点アメリカ局は、引き続き国会の承認を必要とする特別取り決めは避けるべきと考えていた。その理由は、核兵器に対する特殊な国民感情、主権国家として自らの行為に責任を持ちうるため、自国領域からの米軍の戦闘作戦行動には事前協議が必要であるという考え方、沖縄を返還後本土と差別すべきでないという考え方、を考慮しなくて国民的な支持を得ることは不可能であるというものであった。<sup>(16)</sup> 外務省条約局の前提は、事前協議制度では「イエス」も「ノー」もあり得るという立場でアメリカ側と合意することであり、国会承認を得るような立法事項にかかわる範疇での解決は行わないことであった。<sup>(17)</sup> 法律的な約束や、場合によっては「密約」をすることは駄目だというのが、条約局の基本的なスタンスであった。<sup>(18)</sup> 条約局は、事前協議制度の手続きについても検討し、事前協議は、日米安全保障協議委員会を含む適当な経路を通じて、文書または口頭により行われる、事前協議における日本国政府の賛否の決定は内閣が行う、以上二つの決定を緊急に行う必要のある事態に対処するため、内閣による決定を総理大臣に委任するための所要の措置（閣議決定など）をとる、といった点を整理した。<sup>(19)</sup>

アメリカ側は、東郷アメリカ局長が四月の訪米時に提案した、事前協議の対象となる事態のリスト化に期待を寄せた。五月二十七日、ブラウン國務次官補代理は吉野文六公使に対し、「このケースについては事前協議において日本側がイエスといい、このケースについてはノーというようなりストを作ってみて、それで米側も満足ならば事前

協議条項の適用を形式的に認めながらも現実には前記のリストによりすべて処理される」という了解を、アメリカ側の譲歩の「ギリギリのライン」だと述べた。ただしプラウンは、リストを含む了解事項は議会で提出せざるを得ないと説明した。吉野は、リストを非常に長くして、さらに会談の合意議事録（「アグリードミニッツ」）の一部であるような体裁を整えれば、議会へ提出しなくてもよいのではないかと提案している<sup>(16)</sup>。しかし、その後外務省はこのリスト化案について、取り下げているようである。

こうして日米交渉は、愛知外相訪米の段階を迎えた。従来日米安全保障条約の沖縄への「本土並み」適用は難しいと主張していた下田駐米大使も、この頃になると、アメリカ側が条約の沖縄への適用を暗黙のうちに肯定していると理解するようになった。しかし、今度は下田は、「何らかの補足的文書を作成する必要は必ずや生じ来るべし」、「何らの取極を作成する意思なしとの趣旨を過早に言明されることは、危険であり、これを差ひかえらるるを得策とする」との進言を本省へ行っている<sup>(17)</sup>。しかし、愛知は下田の案を受け入れていない。

日本側では、「核抜き・本土並み」返還が困難であることを認識したうえで、かえって妥協せずに「核抜き・本土並み」返還を主張すべきだとの雰囲気醸成されていた<sup>(18)</sup>。沖縄では五月二十八日に復帰協が県民総決起大会を開き、沖縄の「即時無条件全面返還」と日米安全保障条約の廃棄を求めた。他方社会党は五月二十九日、「核抜き・本土並み」返還の具体的内容を明らかにすることなどを盛り込んだ成田委員長名の公開質問状を、保利官房長官へ渡している。共産党は同日、日米軍事同盟を核軍事同盟化しようとしていると愛知訪米反対の談話を発表した。またワシントンを訪問中の民社党の曾祚益は五月二十九日に記者会見し、今後の交渉によっては「本土並み」返還は可能と大胆な発表を行った<sup>(19)</sup>。ただし曾祚の発言は、逆にアメリカ側の態度硬化を招きかねないものでもあった。

佐藤首相は、愛知外相出発前日の五月三〇日、愛知と最後の打ち合わせを行い、「相手がニクソンであるだけに



最初が大事、而して余り神経質に物を考へない事、当って砕ける」と心構えを伝えている<sup>(16)</sup>。五月三十一日、愛知は東郷アメリカ局長や千葉アメリカ局長第一課長と共に訪米の途についた。全学連などによる愛知訪米の実力阻止の動きもあったが、機動隊が羽田空港へつながらざる道路を警備して抑え込んでいた。

愛知外相は、六月二日にニクソン大統領と予定時間の一五分を超え約四〇分に渡り会談した。ニクソンは、「双方においてHARD BARGAININGをしなければならぬ。日本側もがんばろうし、自分の側もがんばるだろう」、「問題解決のための固い決意を持つている」と述べた。ニクソンが取り上げたのは、「自由世界」における日本の役割であった。ニクソンは一九六七年一〇月に『フォーリン・アフェアーズ』で発表した自らの論考に触れながら、「日米がこの地域（太平洋）の安全について協力することが重要であり、自分がかねがね日本がこの地域における主要工業国としてこの地域のこうきゆう的安全のため指導的役割を果すことを期待している」（括弧内筆者）との考えを伝えた。ニクソンは日本の役割について、「単に経済的なものではなく、通常兵器の軍事力に基づいた外交的役割を含めてである」と述べた。

これに対して愛知外相は、日米両国が中心になってアジア太平洋地域において協力することが望ましいことは同感であり、八月に川奈で予定されているASPAなど地域協力を促進するためであると述べた。このように日本の役割に言及しながら、愛知は、「核兵器については独特の国民感情を有しており、この点も十分考慮していただきたい」と表明したうえで、「日米安保条約のわく内でオキナワ等の問題を解決して行く所存である」が、その際防衛問題についても米側に心配をかけないように処理して行く所存である」と、「核抜き・本土並み」返還を求めたのであった。二人は、一一月の返還合意を目標として確認し、会談を終えている<sup>(17)</sup>。

事前協議制度に関する具体的協議は、ロジャーズ國務長官との会談で行われた。愛知外相は、六月三日の第一回



目のロジャーズとの会談で、沖縄返還にとまなう特別取り決めは不適當であり、「これは重大なポイントである」と主張した。そのうえで愛知は、一九七〇年の日米安全保障条約の「自動延長」にアメリカ政府が同意することへの期待を表明した。ちなみに同日朝、「ニューヨーク・タイムズ」紙が、ニクソン大統領がすでに核撤去を決定済みであると報じ、ニクソン政権内に衝撃が走っていた。しかし、報道は余計にアメリカ側関係者の態度硬化を招いた。ロジャーズは記事の内容を否定し、「大統領は何ら決定していない」とさりと述べている。<sup>(註)</sup>

翌六月四日の第二回会談で愛知外相は、「復帰後あらゆる法律条約がオキナワに適用されるのは当然だが、安保条約による事前協議はYESもNOもいずれもあり得る」と述べたが、重ねて特別取り決めに反対した。その理由は、「特別取極を作れば国会にかけざるを得ず、これは求めてその動を起すものでけん明でない」からであった。対してジョンソン國務次官は、「オキナワ返かんの際のアレンジメントは同条約のわく内であるべきことに異存がない」と、日米安全保障条約の沖縄への適用については同意している。

愛知外相は、「イエスの在り方につき日米双方が完全に合意しキチンと書いておくことが一番良い」と述べ、五月二六日付で外務省条約局が作成していた日米共同声明案を披露した。そのうえで愛知は、「日本政府がさらにその運用の基本となる認識を国民に宣言することがよいのではないか」と述べ、韓国が日本の安全にとって重要であることを強調した日本側の一方的声明を付け加えることを提案した。しかし、日本側の声明案が、沖縄の基地の対象として韓国を中心に言及していたのに対し、ロジャーズ國務長官は、「韓国、台湾のほかS E A T O地域の安全保障についてのCREDIBILITY保持」を主張した。ジョンソン國務次官も、日本側の日米共同声明に対して、韓国、台湾、南東アジアなどへのアメリカの関与を明らかにするよう求めた。さらにフランソン國務次官補代理は、戦闘作戦行動の際の事前協議において、「常に答えがYESだとASSUREするようにすべし」と強硬な立場を示して

いる。他方で愛知は、前述の事前協議制度に関する想定事態のリスト化について、「必ず取りこぼしがあつて不適當である」と反対し、ジョンソンもこれに同意している。

しかし、日本側は新たな問題を抱えることになった。アメリカ側が、核兵器の沖縄への持ち込みについても、不公表文書による保証を求めたからである。ジョンソン国務次官は、緊急事態の沖縄への核兵器の持ち込みについて、小笠原返還時のものより「すぐれた不公表のフォーミュラ」の案出を提唱した。東郷アメリカ局長は、日本が核兵器の持ち込みに関する何らかのオプションを受け入れるなら、国会に提出、報告しなければならぬと述べ、消極的な姿勢を示した。他方で、同席していた下田駐米大使は東郷の見解に疑念を表明している<sup>(6)</sup>。六月五日のジョンソン主催の午餐会でも、アメリカ側は、日米共同声明と「その解釈に関する非公表の文書」によつて問題は解決できると伝えてきた。日本側は、「非公表の文書というものが要らぬようなコミュニケーションを作り得ることが最も望ましい」と反論している<sup>(6)</sup>。

加えて、沖縄返還をめぐる財政問題も提起された。午餐会では、アメリカ側から、国際収支上ロスがないとの立場を一月の佐藤訪米までに合意しておく必要があると伝えた。日本側は、沖縄の財政問題に関する資料をまったく持つておらず、データを求めている。愛知外相は、ケネディ (David M. Kennedy) 財務長官との会談で、沖縄返還の財政的側面に関する詳細な情報を求めている。同日の第三回目の愛知・ロジャース会談で、アメリカ側が財政に関するデータを日本側へ伝えることが確認された<sup>(6)</sup>。

愛知訪米を通じて、沖縄と本土を法的に一元化して返還を実現し、非公表の文書に基づかない政策決定のメカニズムを主張する日本側と、秘密文書による追加保証を求めるアメリカ側との対立は明確となった。東郷アメリカ局長は、愛知訪米を「十二分の成果」とまとめながらも、戦闘作戦行動について朝鮮半島を中心に考える日本側と、

ベトナムを含む極東全域を考えるアメリカ側との間には大きな差があり、「これを日米双方が受諾し得る公表共同声明の字句にまとめることは至難の業」だと認識していた。東郷は、日米共同声明の解釈に関する何らかの文書を別途作る可能性を完全に否定してはいなかった。また東郷は、核兵器の問題についても、アメリカ側が非常事態の核の再持ち込みに関する何らかの形の了解を求めてくる可能性を指摘し、「遺憾乍ら今日の段階で結末を予断することはできない」と厳しい見方を示している<sup>(16)</sup>。この間東京で連絡役をしていた大河原参事官も、愛知訪米の結果を厳しいものとして捉えていた<sup>(17)</sup>。

とはいえ、ニクソン大統領が、一月の佐藤首相の訪米実施を目標として愛知外相に伝えたことは、佐藤からすれば一つの大きな収穫であった。総選挙を控えた佐藤にとって、このことは安堵材料となったであろう。帰国後愛知は、六月八日に鎌倉の佐藤別邸を訪ね、約二時間に渡って訪米報告を行った。この日の佐藤は上機嫌で、楠田秘書官は「よほどよい知らせだったのだらう」と日記に書いている<sup>(18)</sup>。他方、全軍労のストで緊迫していた沖縄では、屋良主席が六月六日の談話で、「むづかしい問題をかかえたなかで、米国を土俵に引っぱり出した」などと感想を述べたうえで、「沖縄県民の要求である『即時無条件全面返還』がかなえられるかどうか樂觀をゆるさない」と指摘した<sup>(19)</sup>。ただ、屋良にとっても、一月に返還の目途がつくことが明らかになったこと自体は前向きな知らせであった。屋良は日誌に、「沖縄問題は解決の方向に大きく動いた」と書いている<sup>(20)</sup>。

愛知外相は、六月一日に自民党外交調査会などへの訪米報告を行い、一二日には衆議院本会議で対米交渉をまとめ、「私といたしましては、現在の安保条約、これに関連する一連の取りきめ、これを適正に運営をしていく。そうして、そのワクの中で、沖縄を含む日本の安全、関連する極東の安全に寄与したい」と述べ、改めて「本土並み」返還の意思を表明した<sup>(21)</sup>。愛知訪米を通じて沖縄返還後の基地に関する構想を提示した佐藤政権は、このあ

と、愛知が手交した日米共同声明案を「たたき台」として、アメリカ側との交渉を進めていくことになる。

### おわりに

本稿では、佐藤政権の「核抜き・本土並み」返還の構想を事前協議制度問題に着目しながら分析してきた。はじめ外務省は、「核抜き」返還も「本土並み」返還も難しいと認識し、沖縄を事前協議制度の適用除外とする特別取り決め案を検討していた。愛知外相たちは、国会では明言を避けていたが、実際には、返還後も沖縄の現状を容認する方式を選択肢に入れて検討を行っていた。佐藤首相も、沖縄からの核兵器の撤去は求める方針を固めていたが、沖縄の基地の自由使用については、どこまで「本土並み」の主張が可能か迷いがあった。

こうしたなか、沖縄や本土の世論の盛り上がりに加え、自民党内でも、三木、前尾、藤山、田中、川島、中曽根などが「核抜き・本土並み」返還を主張するようになっていた。大浜信泉など基地研のメンバーも、「核抜き・本土並み」返還を主張していた。各方面から「核抜き・本土並み」返還を求める声があがり、沖縄からは「即時無条件全面返還」が求められるなか、佐藤首相、愛知外相、保利官房長官、木村官房副長官の四人は、「核抜き・本土並み」返還の方針とした。佐藤たちは外務省幹部への働きかけを強め、主管の外務省アメリカ局も、「核抜き・本土並み」返還の方針にしたがうようになった。沖縄を適用対象とした特別取り決め案は潰え、日米共同声明と日本側の一方的声明によって返還後の事前協議のあり方を定める方式が、佐藤政権の方針となった。以上からすれば、「核抜き・本土並み」返還の方針化は、本土と沖縄の世論、国内政治状況を重視して説明する必要がある。<sup>13)</sup>

「核抜き・本土並み」返還の方針の下、外務省は、沖縄返還後の事前協議制度のメカニズムを検討した。外務省

は、沖縄と本土の法的一元化の観点から、沖縄返還後の事前協議では、米軍の行動について「イエス」も「ノー」もあり得るといふ前提に立ち、制度の弾力的運用によって問題は解決できると論じた。外務省は、日米共同声明以外に特別の取り決めによる国際約束は行わない方針とした。外務省は、日米共同声明と一方の声明によって、韓国への米軍の戦闘作戦行動に対する政治的保証を行い、「朝鮮議事録」を廃止する方針で交渉にのぞんだ。外務省としては、新たな法的保証は行わず、あくまで政治的約束の範囲で、返還後の基地の使用に対する事前協議のメカニズムを具体化しようとした。その背景には、国会での政治問題化を避けたいという内政上の理由と、「密約」による保証という法的に問題のある方法を是正したいという外務省の志向性が存在していた。

しかし、外務省が特別取り決め案を取り下げると、国務省は、事前協議における「イエス」の回答を保証する非公表文書の作成を強く要求するようになった。非公表文書による解決は、佐藤政権にとっては現状からの後退であり、国会で明るみになった場合の政治的危険性を考えても、とても容認できる方式ではなかった。さらにアメリカ側は、返還後の沖縄の基地の役割を、韓国のみならず、台湾とベトナムも軸に、地域的文脈から意義づけ、日米共同声明でのさらなる文言を求めたのであった。

こうして六月の愛知外相の訪米の段階では、「声明方式」によって問題を解決し、沖縄と本土の法的一元化を実現させようとする日本側と、声明に加え、非公表文書の作成によって、沖縄への核兵器の再持ち込みと戦闘作戦行動に関する事前の保証を得ようとするアメリカ側の対立が鮮明となった。佐藤政権は、これらの基地の使用に関する事前協議制度のあり方について、引き続きニクソン政権と交渉を続けることになった。六月の愛知訪米後、佐藤政権はどのように対米交渉を進めていったのか。このことについては、改めて分析することにした。

## 註

- (1) アメリカ側文書の公開後のおもな研究として、我部政明『沖縄返還とは何だったのか 日米戦後交渉史の中で』(日本放送出版協会、二〇〇〇年)、河野康子『沖縄返還と地域的役割分担論——危機認識の位相をめぐって——』(一)、『法学志林』二〇〇八年八月)一五七頁、同『沖縄返還と地域的役割分担論——危機認識の位相をめぐって——』(二)、『法学志林』二〇〇九年二月)九三—一四三頁、宮里政玄『日米関係と沖縄』1945-1972 (岩波書店、二〇〇〇年)。
- (2) 政府・与党内の「核抜き・本土並み」返還論については、福井治弘氏が関係者への聞き取りから検討を行っている(福井治弘『沖縄返還交渉——日本政府における決定過程』『国際政治』第五二号、一九七五年五月、九七—一二七頁)。福井氏の論考は沖縄返還から数年後に発表されたものだが、返還に関する主要論点を正確に整理、提示しており、今日的にも重要な意義をもっている。ただし、課題設定上の理由から、事前協議制度については本格的な検討の対象となっていない。
- (3) 若泉敬『他策ナカリシラ信ゼムト欲ス 新装版——核密約の真実』(文藝春秋、二〇〇九年)。
- (4) 安保改定交渉については、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年)、原彬久『戦後日本と国際政治——安保改定の政治力学』(中央公論社、一九八八年)。
- (5) 拙稿『初期佐藤政権における沖縄返還問題』(『法政研究』第七三巻第三号、二〇〇六年二月)九七—一四二頁、同『佐藤政権期の日米安全保障関係——沖縄返還と「自由世界」における日本の責任分担問題——』(『国際政治』第一五一号、二〇〇八年三月)一〇五—一二〇頁、など。
- (6) 外務省は、二〇一〇年三月九日にいわゆる「密約」問題に関する調査結果を発表した際、関係する外務省文書を公開した。公開された文書から「密約」問題を考察したものととして、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店、二〇一〇年)。
- (7) 拙稿『一九六八年の沖縄返還問題の展開——「核抜き・本土並み」返還の論点化——』(『九大法学』第一〇一号、二〇一〇年九月)三七—八七頁。
- (8) 『朝日新聞』一九六八年二月二七日付朝刊。
- (9) 『朝日新聞』一九六八年二月二日付朝刊、『読売新聞』一九六八年二月二日付夕刊。
- (10) 東郷文彦『日米外交三十年』(中央公論社、一九八九年)一五七頁。
- (11) 大河原良雄氏(当時外務省アメリカ局外務参事官)へのインタビュー(二〇一〇年九月一六日)。

- (12) Telegram 14429, Tokyo to DOS, untitled, December 5, 1968. The National Security Archive, *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, 1960-1976* [microfiche] (Ann Arbor, MI: Ball & Howell Information and Learning, 2000) [hereafter cited as NSA], No. 1026. 岸・ニクソンは「ニクソンがアイゼンハワー政権の副大統領だった頃から面識があった」。
- (13) アメリカ力局長「沖繩返還問題の進め方について」一九六八年二月一日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」調査関連文書 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/kekka.html] 二〇一〇年一月二七日アクセス)以下、外務省による「密約」調査の関係文書に関しては同様) 一一三三)。
- (14) 『琉球新報』一九六八年二月二日付夕刊。
- (15) 『朝日新聞』一九六八年二月八日付朝刊。
- (16) 『沖繩タイムズ』一九六八年二月七日付朝刊。
- (17) 米局長「総理との打合」一九六八年二月七日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」調査関連文書) 一一四)。
- (18) 佐藤榮作ノ伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第三卷(朝日新聞社 一九九八年)一九六八年二月七日の項、東郷、前掲『日米外交三十年』一五七頁。
- (19) 大河原良雄氏へのインタビュー(二〇一〇年二月二日)、大河原良雄『オーラルヒストリー 日米外交(ジャパントイムズ、二〇〇六年)一八二—一八三頁。
- (20) 東郷、前掲『日米外交三十年』一五七頁。
- (21) Telegram 14604, Tokyo to DOS, "Talk with New GOJ Foreign Minister Aichi," December 11, 1968, Lyndon B. Johnson Papers, Japan, Vol. 10/67-12/68, Memos [1 of 3] (0000073622, 沖縄県公文書館所蔵); 『朝日新聞』一九六八年二月二日付朝刊。
- (22) 『琉球新報』一九六八年二月八日付朝刊。
- (23) 『毎日新聞』一九六八年二月二〇日付朝刊、『琉球新報』一九六八年二月二〇日付朝刊。愛知との会谈内容については Airgram A-2328, Tokyo to DOS, "Okinawa: YARA Calls on Foreign Minister Aichi," December 13, 1968 (石井修・我部政明・宮里政玄監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 日米外交防衛問題 一九六八年』第一〇巻、柏書房 二〇



- 〇三年「以下、集成 第二期 第一〇巻などと略記」一三一 一三五頁。
- (24) 『沖繩タイムス』一九六八年二月二五日付朝刊、『琉球新報』一九六八年二月二五日付朝刊、『沖繩タイムス』一九六八年二月二三日付朝刊。
- (25) 『琉球新報』一九六九年二月二六日付朝刊、三木健「ドキュメント・沖縄返還交渉」(日本経済評論社、二〇〇〇年)一〇〇一〇二頁。世論調査は内閣官房広報室が企画したもので、他方、「基地はそのままにして一日もはやく復帰をはかるべきだ」と答えた人は二五%であった。
- (26) 『佐藤榮作日記』一九六八年二月三日の項、若泉、前掲『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、一七一、二〇五、二〇六頁。
- (27) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第三六九五号「ラスク長官との会談」(報告)「一九六八年二月三日」(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一一五)、『Telegram 291646, DOS to Tokyo, "Okinawa," December 24, 1968, NSA, No. 1029.
- (28) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第三七三五号「オキナワ問題(ハンディ次官補との会談)」一九六八年二月二八日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一二七)。
- (29) 「配置における重要な変更」は、陸上部隊の場合は「個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置を指し、「装備における重要な変更」は、核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込みならびにそれらの基地の建設を指し、そして「日本国から行なわれる戦闘作戦行動」は、日本から行われる戦闘作戦行動(日米安全保障条約第五条に基づいて行われるものを除く)のための基地としての日本国内の施設・区域の使用、を指す。
- (30) 条約局条約課「二・二七 大臣打合資料」一九六八年二月二四日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一二六)。
- (31) 大河原良雄氏へのインタビュー(二〇一〇年二月二日)。
- (32) 条約局条約課、前掲「二・二七 大臣打合資料」、一九六八年二月二四日。
- (33) 米北・条条「二・二七大臣打合資料 共同声明案 一九六八年二月二六日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一二六)。
- (34) 米局長「二月二八日大臣米大使会談の件」一九六八年二月二八日(同前、二二八)、『Telegram 15022, Tokyo to DOS, "Talk with Gof Formin Aichi - Okinawa," December 28, 1968, NSA, No. 1031.

- (35) 「朝鮮議事録」の問題については、我部、前掲『沖繩返還とは何だったのか』、三八 四四頁、河野、前掲『沖繩返還と地域的役割分担論——危機認識の位相をめぐる——』、一一五—一六頁、坂元、前掲『日米同盟の絆』、二五七—二六六頁。
- (36) 米局長、「二月二十八日大臣米大使会談(第二回)」一九六八年二月二十九日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一一九)；Telegram 15026, Tokyo to DOS, "Talk with GOJ Fomnin Aichi - Okinawa," December 28, 1968, NSA, No. 1032.
- (37) 楠田實ノ和田純・五百旗頭真編『楠田實日記——佐藤栄作総理首席秘書官の二〇〇〇日』(中央公論新社、二〇〇一年)一九六九年一月六日の項、佐藤榮作日記、一九六九年一月六日の項。
- (38) 『朝日新聞』一九六九年一月七日付朝刊、『沖繩タイムズ』一九六九年一月七日付朝刊、『読売新聞』一九六九年一月七日付朝刊、三木、前掲『ドキュメント・沖繩返還交渉』、四一—四四頁。
- (39) 以上、『朝日新聞』一九六九年一月八日付朝刊、『朝日新聞』一九六九年一月九日付朝刊、『朝日新聞』一九六九年一月二〇日付朝刊、『沖繩タイムズ』一九六九年一月二〇日付朝刊、『読売新聞』一九六九年一月二〇日付朝刊。
- (40) 『屋良朝苗日誌』(0000096998, 沖繩県公文書館所蔵)一九六九年一月九日の項。屋良の日誌には、「三代キ土は沖繩側の云い分とよく一致した考をもっていた。下田大使をひどくさしていた」とある(同前)。
- (41) 大河原良雄氏へのインタビュ(二〇一〇年九月三〇日、二〇一〇年十一月二日)。
- (42) アメリカ力局長、「二月十日大臣発言案」一九六九年一月七日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一一一)。
- (43) 福井、前掲『沖繩返還交渉』、一一一—一二頁、河野康子、『沖繩返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』(東京大学出版会、一九九四年)二六四頁、渡辺昭夫、『沖繩返還をめぐる政治過程——民間集団の役割を中心として——』(『国際政治』第五二号、一九七五年五月)九一頁。
- (44) 米局長、「一月一〇日大臣米大使会談録」一九六九年一月二日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一一三)；東郷、前掲『日米外交三十年』、一五八頁。
- (45) Telegram 212, Tokyo to DOS, untitled, January 11, 1969, NSA, No. 1037; U. Alexis Johnson with Jef Olivarius McAllister, *The Right Hand of Power* (N.J.: Prentice-Hall, 1984), p. 514; U.アレクシス・ジョンソンノ増田弘訳『ジョンソン米大使の日本回想』(草思社、一九八九年)二二三頁、河野、前掲『沖繩返還をめぐる政治と外交』、二六四—二六五頁。

- (46) Memo, Sneider to Bundy, Brown, "Trip Report: Okinawan Reversion on the Front Burner," December 24, 1968, Nixon Presidential Materials (hereafter cited as NPM), Henry A. Kissinger Office Files, HAK Administrative & Staff Files-Transition, Box 1 (Nixon Presidential Library[hereafter cited as NPL]).
- (47) Memo, Sneider to Kissinger, "Major Issues Anticipated During the Next Six Weeks in East Asia," January 7, 1968, NPM, Henry A. Kissinger Office Files, HAK Administrative & Staff Files-Transition, Box 1 (NPL);Memo, Sneider to Kissinger, "Policy Issues for NSC Consideration," January 11, 1969, *ibid.* 前者の文書の作成年は一九六八年となっているが、一九六九年の誤りであると推測される。なお、キッシンジャーはすでに一九六八年二月二日に大統領補佐官に就任していた。
- (48) 若泉、前掲『他策ナカリシラ信セムト欲ヌ』、一七一―一七四頁。
- (49) 『佐藤榮作日記』一九六九年一月三日の項、三木、前掲『レキユメント・沖縄返還交渉』、九五頁。
- (50) Telegram 267, Tokyo to DOS, untitled, January 14, 1969, NSA, No. 1039. この日佐藤は「非核三原則は『ナンセンスである』と発言し、同席していた保利と東郷を驚かせている。佐藤の発言は、ニクソン新政権が沖縄返還交渉の早期開始を承諾するよう、彼が沖縄の基地のあり方についてアメリカ側寄りの言動を意識していたことのアラわれである」と言える。
- (51) Kissinger to Rogers, et al., "Japan Policy," January 21, 1969, NSA, No. 1041; Peter W. Colm, Rosemary Hayes, Joseph A. Yager, *The Reversion of Okinawa: A Case Study in Interagency Coordination (U)* (Institute for Defense Analyses, International and Social Studies Division, 1972) (U90008139B, 沖縄県公文書館所蔵), p. 57. 本文書の入手にあたっては、仲本和彦氏(沖縄県公文書館)にお世話になった。記して謝意を表したい。
- (52) Colm, Hayes, Yager, *The Reversion of Okinawa*, p. 55.
- (53) Henry A. Kissinger, *White House Years* (Boston: Little, Brown, 1979), p. 326; コンリー・A・キッシンジャー/桃井眞監修・斉藤播三郎他訳『キッシンジャー秘録 激動のインテリゲンチヤ』第三巻(小学館、一九八〇年)二七頁。
- (54) 『佐藤榮作日記』一九六九年一月三日の項。
- (55) 『沖縄タイムス』一九六九年一月五日付朝刊。
- (56) Telegram 14473, DOS to Tokyo, "Okinawa," January 29, 1969, RG59, SNF, 1967-1969, POL, RYU IS, Box 2458 (National Archives at College Park [hereafter cited as NA]).

- (57) 「第六十一回国会衆議院会議録第二号(二)」「官報号外」一九六九年一月二七日「国会会議録検索システム」  
[http://kokkai.ndl.go.jp/1-1010年1月27日アクセス]、以下、国会会議録については同様) 一三頁、「第六十二回国会参議院会議録第二号(二)」「官報号外」一九六九年一月二七日) 一三頁。
- (58) 『楠田實日記』一九六九年一月二九日の項、楠田實『首席秘書官 佐藤総理との十年間』(文藝春秋、一九七五年)五五七頁、楠田實編著『佐藤政権・二七九七日』上巻(行政問題研究所、一九八三年)四〇二頁。
- (59) 若泉が一九六八年中に得ていた情報については、たとえば、拙稿「一九六八年の沖縄返還問題の展開」、六六頁。
- (60) 以上、楠田編著、前掲『佐藤政権・二七九七日』四〇一、四〇五頁、Nobunoto Ohama, "Opening Address," January, 1969, in Airgram A-119, Tokyo to DOS, "OKINAWA: Japan-U.S. Kyoto Conference," February 14, 1969 (『集成 第一四期』第二巻) 二二九、二四三頁、Tadao Kusumi, "Place of Okinawa: Return of Administrative Rights and U.S. Bases," January, 1969 (同前) 二七一、二七九頁、Shin-ei Kiyari, "Restoration of Japan's Sovereignty and the Presence of U.S. Military Bases," January, 1969 (同前) 二八八、二九四頁、Thomas C. Schelling, "Peace and Security in Asia and the Roles of Japan and the United States," January, 1969 (同前) 二六一、二六三頁、Thomas C. Schelling, "Presentation Speech," January 28, 1969 (同前) 二六六、二七〇頁。会議には、ライシャワー元駐日大使、テイラー元統合参謀本部議長、パーク元海軍作戦部長なども参加したが、ウォールズテッター・シカゴ大学教授が最もニクソン政権に近いと見られていた(三木、前掲『ドキュメント・沖縄返還交渉』、六四頁)。一月三二日に採択された議長報告では、望ましくしかも実現可能な方式として「本土並み」を支持し、参加者の意見もほぼ一致したことが述べられたが、他方で「本土並み」にはアメリカ国内で強い反対がでようという参加者の指摘があったことにも言及され、「本土並み」以外の選択肢の含みをもつ印象を与えた(『朝日新聞』一九六九年一月一日付朝刊)。すでにライシャワーも、沖縄を「本土並み」の制約下に置き、沖縄には核兵器を置かない方がよいとの見解を表明しており(『読売新聞』一九六九年一月六日付朝刊)、日本側関係者の交渉方針作成の際の参考材料になっていたと思われる。
- (61) 『朝日新聞』一九六九年二月一日付朝刊。
- (62) Memo, Sneider to Kissinger, "Major Issues Anticipated During the Next Six weeks in East Asia - Addendum," January 11, 1969, NPM, Henry A. Kissinger Office Files, HAK Administrative & Staff Files--Transition, Box 1 (NPL).
- (63) 『琉球新報』一九六九年一月二四日付夕刊、『琉球新報』一九六九年一月三〇日付朝刊、『琉球新報』一九六九年二月一日付

朝刊。

- (64) 『屋良朝苗日誌』一九六九年一月二十九日の項。
- (65) 『琉球新報』一九六九年二月三日付朝刊、『沖縄タイムス』一九六九年二月四日付夕刊、『沖縄タイムス』一九六九年二月五日付朝刊、『琉球新報』一九六九年二月五日付朝刊。『ニ・四ゼネスト』回避の過程に関しては、宮里、前掲『日米関係と沖縄』、二九一―三〇〇頁。
- (66) 『朝日新聞』一九六九年二月一〇日付朝刊、『毎日新聞』一九六九年二月一〇日付朝刊。中曽根は三月六日にも、外国人記者クラブで沖縄の核のグアム移転を主張している(『琉球新報』一九六九年三月七日付朝刊)。そのほか自民党の新政策懇話会(赤城宗徳座長)も二月三日、「本土並み」で意思統一を行っていた。会合には藤山、赤城に加え、黒金泰美、江崎真澄らが参加している(『沖縄タイムス』一九六九年二月四日付夕刊)。
- (67) 『朝日新聞』一九六九年二月三日付朝刊、『朝日新聞』一九六九年二月二十五日付夕刊。
- (68) 『楠田實日記』一九六九年二月一八日の項、楠田、前掲『首席秘書官』、一七八―一八〇頁。
- (69) Menon, "Okinawa," February 18, 1969, RG59, SNF, 1967-1969, POL, RYU IS, Box 2458 (NA).
- (70) 『読売新聞』一九六九年二月二六日付朝刊、『沖縄タイムス』一九六九年三月一日付朝刊。ただ、船田中自民党安全保障調査会長は、日米共同声明は「本土並み」から離れることはできないとしながらも、アメリカに対してより自由を提供する「いくつかの秘密了解 (some secret understandings)」を結ぶ案を抱いていた (Telegram 1791, Tokyo to DOS, "Okinawa: Development of Liberal Democratic Party Consensus," March 10, 1969『集成 第一期、第三卷、七五―七七頁』)。
- (71) 福井、前掲『沖縄返還交渉』、一―四頁。
- (72) アメリカ局長「沖縄返還交渉の進め方について」一九六九年二月二五日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一三六)。
- (73) 大河原良雄氏へのインタビュー(二〇一〇年一〇月一四日)。
- (74) 米局長「大臣米臨時代理大使会談の件」一九六九年二月一五日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一三四)。
- (75) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第五八七号「オキナワ返かん(内話)」一九六九年三月一日(同前、一三七)。
- (76) 『楠田實日記』一九六九年二月二十八日の項。『ニューズ・ウィーク』の外信部長を務めたカーンは、アメリカ対日協議会

- (ACJ)の主宰者として、日本の政財界関係者と関係を保っていた。カーンについては、Glenn Davis and John G. Roberts, *An Occupation without Troops: Wall Street's Half-Century Domination of Japanese Politics* (Tokyo: Yenko, 1996).
- (77) 北岡伸一監修『沖繩返還関係主要年表・資料集』(国際交流基金日米センター、一九九二年)五四一-五四四頁。
- (78) 渡辺、前掲『沖繩返還をめぐる政治過程』、八四頁。
- (79) 『第六十一回国会参議院予算委員会会議録第九号』(一九六九年三月一〇日)一六頁。
- (80) 『楠田實日記』一九六九年三月一〇日の項、保利茂『戦後政治の覚書』(毎日新聞社、一九七五年)二二〇-二二二頁、升味準之輔『現代政治』上巻(東京大学出版会、一九八五年)一六五頁。
- (81) 『楠田實日記』一九六九年三月一一日の項。
- (82) 『毎日新聞』一九六九年三月二日付朝刊、三木、前掲『ドキュメント沖繩返還交渉』、九四-九五頁。佐藤は三月一四日の新聞七社の政経部長会で、三月一〇日の答弁について「それは、言つつもりで言つたんだよ」と述べている(『楠田實日記』一九六九年三月一四日の項)。
- (83) 楠田、前掲『首席秘書官』、一八二頁。
- (84) 『読売新聞』一九六九年三月二日付朝刊、『琉球新報』一九六九年三月一四日付夕刊。
- (85) 『読売新聞』一九六九年五月三日付朝刊。
- (86) 大原、前掲『オーラルヒストリー』日米外交、一八五頁。
- (87) 『第六十一回国会参議院予算委員会会議録第十号』(一九六九年三月一日)一七頁。
- (88) 『第六十一回国会衆議院外務委員会会議録第二号』(一九六九年二月一七日)一、一六-一七頁。
- (89) 『第六十一回国会参議院予算委員会会議録第十二号』(一九六九年三月三日)三四-三五頁。
- (90) 同前、三二-三五頁、『第六十一回国会参議院外務委員会会議録第三号』(一九六九年三月一八日)一一頁。
- (91) アメリカ局長『沖繩返還問題』一九六九年三月一五日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」調査関連文書「一三八」)。
- (92) 以上、『毎日新聞』一九六九年三月二日付夕刊、『読売新聞』一九六九年三月二日付朝刊、『毎日新聞』一九六九年四月四日付朝刊。

- (93) 『毎日新聞』一九六九年三月二九日付夕刊。
- (94) 大河原良雄氏へのインタビュ(二〇一〇年二月二日)。
- (95) 『楠田實日記』一九六九年三月二〇日の項。
- (96) 大河原良雄氏へのインタビュ(二〇一〇年九月一六日)、中島敏次郎氏(当時外務省条約局条約課長)への筆者らによるインタビュ(二〇〇九年九月一八日)。
- (97) Memcon, "Okinawa, ECONCOM, U.S. bases," March 24, 1969 (『集成』第一四期、第三卷) 二二七—二二九頁。
- (98) 以上、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第九四二号「オキナワ問題(対米接しよく)」、一九六九年三月二七日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一三九)、拙稿、前掲『佐藤政権期の日米安全保障関係』、一一〇頁。
- (99) 大河原、前掲『オーラルヒストリー 日米外交』、一八七頁。
- (100) 防衛庁防衛研究所戦史部編『中村悌次オーラル・ヒストリー』上巻(防衛庁防衛研究所、二〇〇六年)二七一頁。
- (101) 三木、前掲『ドキュメント・沖縄返還交渉』、一一九頁。
- (102) 『佐藤榮作日記』一九六九年三月二九日の項。
- (103) 大河原良雄氏へのインタビュ(二〇一〇年九月三〇日)。
- (104) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、九九四号「キシ特使とニクソン大統領との会談」一九六九年四月二日(情報公開法による開示文書、外務省、二〇〇五、六五四)。
- (105) Memcon, "Okinawa Part," April 2, 1969 (『集成』第一四期、第三卷) 一三七頁。
- (106) 『毎日新聞』一九六九年三月三二日付夕刊、朝日新聞、一九六九年四月三日付夕刊、『毎日新聞』一九六九年四月三日付夕刊。
- (107) 『琉球新報』一九六九年四月一日付朝刊、『琉球新報』一九六九年四月八日付朝刊。四月七日に立法院では、「沖縄県民の国政参加に関する要請決議」も採択されている。
- (108) 『第六十一回国会衆議院外務委員会議録第十二号』(一九六九年四月一日)一一〇頁。沖縄でも、復帰問題研究会が四月一七日に「沖縄基地の態様について」を発表し、「事前協議条項を厳格に適用する本土並み基地」の実現を提言している(『沖縄タイムス』一九六九年四月一八日付朝刊)。
- (109) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一〇五六号「オキナワ問題(内話)」一九六九年四月八日(一九六〇年一月の



安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約 調査関連文書』一四〇)。

- (10) 『朝日新聞』一九六九年四月一〇日付夕刊。ちなみにこのときにも日本の地域的責任が論点にあがっている (Memoon, “Courtesy Call by Takeso Shimoda, Japanese Ambassador to the United States,” April 18, 1969, *The National Security Archive, Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, Part : 1977-1992* [Imhofiche] Ann Arbor, MI: ProQuest Information and Learning, 2004, No. 37)。
- (11) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一二三三三号「オキナワ返かん交渉 (意見具申)」一九六九年四月三日 (「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約 調査関連文書』一四一)。
- (12) 米局長「沖縄返還問題 (ボジション・スイパー案)」一九六九年四月二日 (同前、一四一)。
- (13) Telegram 61565, DOS to Tokyo, “Exploratory Discussions with Aichi on Okinawa Reversion,” April 22, 1969 (『集成 第一四期, 第三卷』一〇〇 一〇一頁)。
- (14) 以上、愛知外務大臣より在米国下田大使宛電報、第七三〇号「沖縄返還問題 (本大臣・米代理大使会談)」一九六九年四月二三日 (「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約 調査関連文書』一四三)。
- Telegram 3156, Tokyo to DOS, “Okinawa/ Aichi’s Plans for Kicking off Negotiations,” April 23, 1969 (『集成 第一四期, 第三卷』一一〇 一一一頁)。
- (15) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一二五四号「オキナワ返かん問題」一九六九年四月二四日 (「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約 調査関連文書』一四五)。
- (16) 『毎日新聞』一九六九年四月二二日付朝刊。
- (17) Kissinger, *White House Years*, p. 328. キッシンジャー、前掲『キッシンジャー秘録 第二巻 一九九頁)。
- (18) Memo, Resor to Laird, “U. S. Policy on Reversion of Okinawa,” April 29, 1969, RG319, Records of Army Staff, The United States Army Center of Military History, Publications, Unpublished Manuscripts, and Supporting Record, 1943-1977, History of Civil Administration of the Ryukyu Islands, Box 18 (NA).
- (19) Colm, Hayes, Yager, *The Reversion of Okinawa*, P. 60.
- (20) Memo, Jeanne W. Davis to Office of the Vice President, et al., “NSSM 5: Japan Policy,” April 28, 1969, NS4, No. 1061.
- (21) Memo, Brown to Rogers and Johnson, “NSC Meeting April 30 - Policy Toward Japan: BRIEFING MEMORAN-

DUMJ, April 29, 1969, NSA, No. 1062.

(122) 『毎日新聞』一九六九年五月二日付朝刊。そのほか、「核兵器は撤去するが基地の自由使用は認める」が本土で九%、沖縄で四%、また「現状のように核兵器を認め基地の自由使用を許す」が本土で三%、沖縄で四%であった(同前)。読売新聞社が五月二〇日から二五日にかけて実施した世論調査でも、基地の態様について、「本土並み」返還が四六%、基地の「全部撤廃」が一七%であった。また返還時期として「二、三年以内」と答えた人が六〇%にのぼった(読売新聞「一九六九年六月一日付朝刊」)。

(123) 『沖縄タイムス』一九六九年四月二五日付朝刊、『琉球新報』一九六九年四月二五日付朝刊、『琉球新報』一九六九年四月二六日付朝刊、『琉球新報』一九六九年四月二七日付朝刊。

(124) 『屋良朝苗日誌』一九六九年四月二八日の項。

(125) 『沖縄タイムス』一九六九年四月二八日付夕刊、『琉球新報』一九六九年四月二八日付夕刊、『琉球新報』一九六九年四月二九日付朝刊、『毎日新聞』一九六九年四月二九日付朝刊、沖縄タイムス社『沖繩年鑑 戦後二五年総合版』(沖縄タイムス社、一九七〇年)二二八—二二七頁。

(126) 大河原、前掲『オーラルヒストリー 日米外交』、一八七—一八八頁。

(127) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二八六号「オキナワ問題(アメリカ局長とスナイダー補佐官等との会談)」一九六九年四月二八日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」調査関連文書、一四六)、『Telegram 68433, DOS to Tokyo, "Togo Visit," May 1, 1969, NSA, No. 1066.

(128) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二九四号「オキナワ問題(ジョンソン次官との会談)」一九六九年四月二九日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」調査関連文書、一四七)、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二九八号「オキナワ問題(アメリカ局長とブラウン次官補代理との会談)」一九六九年四月三〇日(同前、一四九)。

(129) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二三〇二号「オキナワ問題(キッシンジャー補佐官及びバツカード次官との会談)」一九六九年四月三〇日(同前、一四八)。

(130) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二九九号「オキナワ問題(アメリカ局長とグリーン大使との会談)」一九六九年四月三〇日(同前、一五〇)、『U.S.-Japanese Relations, April 28, 1969, RG59, SNF, 1967-1969, POL, Box

- 2249 (NA).
- (131) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二八五号「東ゴウ局長記者会見」一九六九年四月二八日(情報公開法による開示文書、外務省、二〇〇六、六四八)、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第二二九七号「トウゴウ局長の記者会見(第二回)」一九六九年四月三〇日(同前)。
- (132) 大平外務大臣代理より在英国湯川大使宛電報、第三六四号「沖縄問題」一九六九年五月二日(一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書、一五二)。
- (133) 「核つき・自由使用」反対であれば、沖縄自民党は、それが「本土並み」返還へつながると解釈し、社会党、人民党、社会大衆党は、それが基地撤去や基地反対につながるかと解釈できた(『読売新聞』一九六九年五月一六日付朝刊)。
- (134) 北米第一課で検討されていたようである(大河原良雄氏へのインタビュー、二〇一〇年二月二日)。この頃アメリカ側でも話題にあがっている(Telegram 89400, DOS to Tokyo, untitled, June 3, 1969『集成 第四期 第四巻 七 一〇頁』)。
- (135) 『琉球新報』一九六九年五月一日付朝刊。
- (136) 『読売新聞』一九六九年五月六日付夕刊。
- (137) Information Note, "Prime Minister Sato's Judgement, in Response to Korean Criticism of Japan's Okinawa Policy, That Talk of Defense Should Best Follow Okinawa Reversion," March 20, 1969(U90007018B, 沖縄県公文書館所蔵); Information Note, "President Pak's Discussions with Nationalist China Defense Minister Chiang Ching-Kuo about Withdrawal of U.S. Forces from Okinawa," March 4, 1969, *ibid.*
- (138) アメリカ局長「一九六九年佐藤総理・ニクソン大統領会談に至る沖縄返還問題」一九六九年二月一五日(一九七二年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する『密約』調査報告対象文書』三(四)三三頁、東郷、前掲『日米外交三十年』、一六一頁。
- (139) アメリカ局長、前掲「一九六九年佐藤総理・ニクソン大統領会談に至る沖縄返還問題」、一九六九年二月一五日、三九頁、大河原良雄氏へのインタビュー(二〇一〇年二月一四日)。
- (140) 『楠田實日記』一九六九年五月二四日の項。
- (141) 『読売新聞』一九六九年五月二二日付朝刊。牛場事務次官は五月二日、保利官房長官に、「外務省は部外者や外務省OBをこゝろから起用する考えはない」と抵抗していた(同前)。

- (142) 米参「佐藤総理田中大使会谈覚」一九六九年五月三日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一五三)。
- (143) 「沖縄タイムス」一九六九年五月一七日付夕刊。
- (144) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一五七九号「オキナワ返かん交渉」一九六九年五月二日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一五六)。
- (145) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一五八〇号「沖縄返還交渉」一九六九年五月二日(同前)。
- (146) Airgram A-475, "Japanese Plans for Assumption of Responsibility for Defense of Okinawa," May 23, 1969, NSA, No. 1071; 『毎日新聞』一九六九年五月一七日付夕刊。五月三〇日、アメリカ大使館は愛知の見解を記した「沖縄の防衛と日本の安全保障」と題した文書の内容を本国へ報告した。文書では、日本側の沖縄防衛責任引き受けの方針が記されている(Telegram 4326, Tokyo to DOS, "Aichi Visit," May 30, 1969, RG59, SNF, 1967-1969, DEF, Box 1561, NA)。
- (147) Telegram 4060, Tokyo to DOS, "Okinawa Negotiations: Aichi's Views," May 22, 1969 (『集成 第一四期』第三卷) 三二六 三二九頁。
- (148) Memcon, untitled, May 21, 1969 (同前) 三二三 三三四頁。
- (149) Memo, Green to Rogers, "Working Group on Okinawa Reversion - ACTTON MEMORANDUM," May 29, 1969 (同前) 三三三頁。Letter, Rogers to Laird, undated (同前) 三三三頁。
- (150) National Security Decision Memorandum 13, "Policy Toward Japan," May 28, 1969, NSA, No. 1074; Kissinger, *White House Years*, p. 329; キッシンジャー、前掲『キッシンジャー秘録』第二巻、三〇頁。
- (151) アメリカ局「大臣 国務長官会談発言要領(案)」一九六九年五月二六日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一五八)。
- (152) Telegram 4325, Tokyo to DOS, "Aichi Visit: Japanese Negotiating Position," May 30, 1969, NSA, No. 1077。
- (153) アメリカ局「大臣 国務長官会談発言要領(案)」一九六九年五月二四日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一五七)；アメリカ局、前掲「大臣 国務長官会談発言要領(案)」一九六九年五月二六日。
- (154) 中島敏次郎氏への筆者らによるインタビュー(二〇〇九年九月一八日、二〇一〇年六月五日)。

- (155) 栗山尚一／中島琢磨・服部龍二・江藤名保子編『外交証言録 沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』(岩波書店、二〇一〇年)四三頁。
- (156) 条約局「事前協議関係資料」一九六九年五月一七日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一五四)。
- (157) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一六三三五号「オキナワ返かん交渉」一九六九年五月二七日(同前、一五九)。
- (158) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一六四八号「オキナワ問題(意見具申)」一九六九年五月二八日(同前、一六〇)。
- (159) 訪米を終えた民社党の麻生良方も、五月一九日に愛知外相へ報告し、米上下両院議員の厳しい認識を伝えながらも、「核抜き・本土並み」を貫くべきだと進言した(『読売新聞』一九六九年五月二〇日付朝刊)。
- (160) 以上、「沖繩タイムズ」一九六九年五月一九日付朝刊、『朝日新聞』一九六九年五月三〇日付朝刊、『読売新聞』一九六九年五月三〇日付朝刊、『読売新聞』一九六九年五月三〇日付夕刊。
- (161) 『佐藤榮作日記』一九六九年五月三〇日の項。
- (162) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一六八三号「大臣・ニクソン大統領会談(要旨)」一九六九年六月二日(情報公開法による開示文書、〇一五二四 一、外務省外交史料館所蔵)、在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一六八六号「大臣・ニクソン大統領会談(軍事面)」一九六九年六月二日(情報公開法による開示文書、〇一五二四 二、外務省外交史料館所蔵)；Memcon, "Aichi call on the President," June 2, 1969, NSA, No. 1080.
- (163) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一七二二号「大臣・国務長官第一次会談」一九六九年六月三日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一六二)；Memcon, "Foreign Minister of Japan Aichi's Call on the Secretary," June 3, 1969, NSA, No. 1082.
- (164) 以上「在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一七二三号「大臣・国務長官第一次会談」一九六九年六月四日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一六三)；米北一長「大臣・国務長官第二次会談要旨(追加)」一九六九年六月五日(同前、一六四)；Calm, Hayes, Yager, *The Reversion of Okinawa*, P. 64.
- (165) 在米国下田大使より愛知外務大臣宛電報、第一七四四号「大臣訪米(国務次官午さん会)」一九六九年六月五日(「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一六五)。
- (166) 同前 Memcon, "Approaches to Settlement of Okinawa Problem," June 5, 1969 (『集成 第一四期』第四卷)三七

- 三九頁。Memocon, "Aichi Farewell Courtesy Call on the Secretary - Okinawa," June 5, 1969, NSA, No. 1084, Colm, Hayes, Yager, *The Reversion of Okinawa*, P. 64.
- (167) 米局長「外務大臣訪米随行動行報告」一九六九年六月七日（「一九六〇年一月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』調査関連文書」一六六）。
- (168) 大河原良雄氏へのインタビュー（二〇一〇年九月三〇日）。
- (169) 『楠田實日記』一九六九年六月八日の項、『佐藤榮作日記』一九六九年六月八日の項。
- (170) 琉球政府「愛知外相・ロジャヤース国務長官会談後の屋良行政主席談話」一九六九年六月六日（「平良幸市文書」000006207；沖縄県公文書館所蔵）、『沖縄タイムス』一九六九年六月六日付夕刊。
- (171) 『屋良朝苗日誌』一九六九年六月六日の項。
- (172) 『第六十一回国会衆議院会議録第四十六号』（官報号外 一九六九年六月二日）五三 一六六頁。
- (173) 拙稿、前掲「一九六八年の沖縄返還問題の展開」、七六頁、七参照。

【附記】本稿は、平成二十二年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。